

第2回世羅町議会定例会会議録

令和5年6月5日

第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第1回世羅町議会定例会 (第1号)

令和5年6月5日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

9 番 徳 光 義 昭 10 番 久 保 正 道

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商 工 振 興 課 長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 市 尻 孝 志	せ ら に し 支 所 長 前 川 弘 樹
教 育 課 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和5年第2回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和5年6月5日】

順番	質問者	質問事項
1	2番 上羽場幸男	1 臭気問題の解決に向けて 2 これからの自治振興に必要なものは
2	10番 久保正道	1 脱炭素社会の取組は
3	4番 矢山 武	1 コロナ対応地方創生臨時交付金と5類への引き下げ後の対応は 2 低所得世帯への支援と早期の生活保護支給を 3 物価高騰の中、農業への支援は
4	7番 藤井照憲	1 しなやかで品格のある子どもとは 2 観光コンテンツの充実とは

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、議場でのマスクの着用は個人の判断としておりますので、ご了承願います。また、議場の定期的な換気を行います。

また、5月1日から庁舎内クールビスにより、軽装による勤務を行っております。議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和5年第2回世羅町議会定例会開会にあたりご挨拶を申し上げたいと思います。

梅雨の季節を迎え、湿度も高く、昼夜の温度差もあり体調管理が難しい日々が続いております。また、先般は台風2号の影響によりまして、線状降水帯も発生し、世羅町といたしましても危機感に務めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、コロナ前の行事が戻りつつあります。昨日はせらワイナリーにおきまして、山の日イベントが開催をされ、天候に恵まれるなか、親子で楽しんでいただいたところでございます。

今週の土曜日10日には、広島市平和公園を中心に開催されますフラワーフェスティバルに町内から多くの方に躍動感ある夢をつないでの踊りで参加をいただきます。各自治組織を始め、各種団体の総会にもお招きをいただき、本年においても多彩な事業を計画され安堵しているところでございます。

今、ホットな話題としてコウノトリの子育てがでございます。世羅を選んでくれたことに感謝するとともに、異次元の子育てに町としてもあやかりたいと思います。巣立ちが7月と聞いてございます。そっと見守る中ですくすくと成長していることを願っております。周辺のご家庭には大変お世話になりますが、引き続きよろしく願い申し上げます。

法務省が進めます社会を明るくする運動がでございます。本年は三原世羅でモデル地区大会が開催となるところでございます。世羅町におきましては7月2

日の日曜日に世羅文化センターにて歌手で保護司の五島つばきさんによる歌謡講演がございます。是非ご来場いただければと思います。

本定例会におきましては報告4件、承認8件、農業委員会委員の任命同意14件、条例改正、補正予算などの議案等を提出させていただいております。慎重審議のうえ、何卒ご承認いただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和 5 年 第 2 回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されています。お手元に配付しておきましたから ご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付しておきましたから ご了承願います。

5月8日から5月9日に開催の「令和5年度第1回市町村議会議員特別セミナー」に、

5月26日に開催の「令和5年度第1回議会報告会・意見交換会」に、

お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和5年2月分、3月分、4月分に関する「例月出納検査結果の報告」が提出されています。

写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 徳光 義昭議員、10番 久保 正道議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの「11日間」にしたいと思っております。

これに ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「11日間」と決定しました。

日程第3 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、「臭気問題の解決に向けて」 2番 上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） おはようございます。昨年12月、今年3月の定例議会に続きまして1番手として質問に立たせていただきます。

先ほど町長のお話にもありましたが、遂にコウノトリの雛が誕生いたしました。世羅町にとりまして非常にうれしいニュースであります。町民の皆様もまたコウノトリ目当てで町外から来ていただいている方々にも優しく見守っていただいているようで心温まる思いであります。私自身も自宅と巣が近いこともありまして、ほぼ毎日目にしております。コウノトリは良い自然環境の中、人の営みの近くで巣を作り子育てをするそうです。私達の町がそれに選ばれたことはとても誇らしい気持ちで毎日を過ごしております。そんな好環境の世羅町であ

りますが長期にわたって解決できていない問題があります。そのこと私の第1項目目の質問といたします。

項目1、臭気問題の解決に向けて。趣旨、宇津戸下仮屋地区臭気問題の解決を実現するために、町として最大限の努力をしなければならないと思っております。問題発生から既に30年近く経過しており、住民の苦難は想像を絶するものがあります。

問題発生から今日まで、解決に向けて大勢の人が尽力された事は理解ができますが顕著な成果が見られてないのも事実であります。

今後、町は、この臭気問題の早期解決に向けてどう動くのかを質したいと思います。

まず1、なぜ早期解決に至らなかったか。これまでの年月を無駄にしないために、取組みと、その都度の成果を分析されていると考えますが、どのように検証をなさいましたか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 2番 上羽場幸男議員の項目1、臭気問題の解決に向けてにお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられましたようにこれまでも約30年近く下仮屋地域の方々のみならず宇津戸全般でいろいろな取組みもいただきながら、いろいろご相談申し上げるなかで、いろんなことを考えてまいったところではございます。しかしながら議員おっしゃられますように、なかなか解決に至っていないのが現状でございます。

1点目でございますように、「なぜ、早期解決に至らなかったのか」につきまして、まず臭気発生の起因者である事業者が自らの責任において解決に向けた努力をいただいていたところではございますけれども、大規模投資による抜本的な改善対策や、臭気低減につながる有効な対策が講じられてこなかったことが臭気問題の長期化の要因として考えられているところでございます。

町におきましては、平成31年4月から令和元年12月にかけて3つの畜産事業場に対しまして、悪臭物質の排出を減少させる措置をとるよう改善勧告を出し、その後提出されました改善計画に基づく改善対策の実施状況を適宜確

認しているところでございますが、その効果を検証しているところでございます。

その検証としては、本年3月に1つの畜産事業所が勧告期限を迎えたところでございますが、今のところは臭気低減は図られてはおります。今後の動向をしっかりと注視していきたいと考えております。残る2つの畜産事業所は本年9月及び12月にそれぞれ勧告期限を迎えるため、同様に臭気低減が確実に図られるよう、指導してまいりたいと考えております。

町といたしましては、地域のより良い生活環境の確保に向けて、改善計画の着実な履行はもとより、幅広く継続的、効果的な臭気対策が講じられるよう、事業者へ引き続き求めてまいる所存でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではただ今のご答弁に対してですね、特に改善勧告についてお尋ねをいたします。起因者が解決に動くことは当然であります。それを前提にお聞きをいたします。改善勧告は平成31年から令和4年にかけて出したと聞きました。それまで20年あまりの間、どのような改善に向けてどのような動きをなさいましたか。それについてお尋ねをいたします。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。改善勧告以前でございますけれども、これにつきましては、先ほど町長答弁の中でも申し上げましたように起因者であります事業者が自らの責任において解決に向けた努力を尽くしていただく必要でございますけれども、そうした取組みをですね、促すというところでございました。改善勧告以前でありますから、特に計画とかそういったものはございません。事業者の自主的、主体的な努力、これを促す。そして町としては臭気測定等によって状況を監視をして、その状況を伝え、より事業者に積極的に動いていただく。そういう取組みを行ってきたところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 過去のことであるので、今更と思われるかもわかりませ

んけども、今後の対応にもつながりますのでしっかりお尋ねをしたいのですが、改善勧告を出すのがですね、20年も経っておるといところで出されておる。それは結局遅いと思わざるを得ないですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 改善勧告の出す時期、もう少し早くできるのではないのかということでございます。改善勧告というのは、地域住民の生活環境が損なわれている。そして事業場の敷地境界線における臭気指数が規制基準に適合しない、要は超えている。この2つが満たされて初めて勧告を出すことができるということになっております。地域住民の生活環境が損なわれている、これは平成7年に、地元公害対策委員会が設置された、これが続いている、このことから生活環境が損なわれていることはまちがいございません。

もうひとつの敷地境界線における臭気指数15を超えるといところ、これが常に超えているわけではございません。年度によっては非常に臭気が低い年度もございます。そして年度によっては高い年度もある。そういう年度年度によっていろいろ状況が変わる中で、世羅町といたしましても初めての勧告という、2回目の勧告ではございますけれども、なかなか判断に迷う。そういう状況であったかと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほど臭気指数のお話しがございましたけれども、住民の方にしてみれば、結局臭うか臭わないか。そこのところが一番大事だと思うんですね。だから臭気を測定した時期によって、臭いが強い弱い、それはあまり住民の人にとっては気にならないというか、重要視されないと。年間を通して臭うとるときあるじゃないかというのが第一番だと思いますので、そこのところを今後しっかり実際どうかということを見つめていただくことが重要かと思えます。私自身も委員会のほうで現場に行かせていただいて、臭いを感じてきたわけですが、そのときにこの臭気指数どのくらいですか言うて言うたら、これはあまり強いほうではありませんよという状況でしたけども、実際感じたところは結

構不快な思いをいたしましたので、その部分についてしっかり今後の対応の基に考えていただければと思います。

それでは次の2点目に移ります。第2点目として新たな取組みはあるか。臭気指数改善に一定の評価をしておられます。再勧告や改善命令は出さないと決めたとありますが、このことにより問題解決が遅れるとは考えていらっしゃいませんか。成果を求めて新たな取組みをするべきと考えますがいかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは2点目の「新たな取組みはあるか」のご質問にお答えをいたします。

初めに、再勧告や改善命令につきましては、「悪臭防止法」の定めに従い、適切に判断しているところでございます。

次に、新たな取組みでございしますが、本年4月以降で申し上げますと、発酵処理施設における発酵促進剤の改善、細霧装置の強化そして堆肥化施設の移動等が実施済みまたは実施予定という状況でございします。

また、指導強化の一環として臭気の可視化につなげるべく臭気モニターの試験活用を行う予定でございします。

このほかにも、臭気対策に有効と見込まれるものがあれば、随時事業者と協議を行い、実施を求めてまいる所存でございします。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） いろいろ取組んでいただくことは、それは重要かと思えます。私自身ですね、町外の事業者でありますけども、臭気に関して、とても有益な取組みをさせているということで実際に視察をさせていただいたところがございます。この事例は良いものと判断をして、町民課長のほうに提案をさせていただきました。事業者に取組みを求めるべきと私自身は考えておりますが、課長、いかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。議員のほうにご教授いただきまし

た先進の畜産事業場の取組みにつきまして、我々、私どもも5月にですね視察のほうへ行ってまいりました。頭数は少ない事業場ではございましたけれども、本当に臭いが無い、臭気低減が非常に図られているということで、大きな衝撃を受けたところでございます。我々としてもですね、是非この先進の畜産事業場における取組み、これを町内、改善勧告の対象事業場において是非とも実施をしてもらいたいというふうに考えているところでございます。視察には改善勧告の対象事業者もひとり同行していただきました。その事業者もですね、是非これは前向きに考えたいとそのようなことを言われております。町民課といたしましては、こうした先進畜産事業場の取組み、これが町内の畜産事業場で生かされて臭気低減が図られるよう事業者のほうへ求めてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の課長のご答弁を聞いて少し思ったことがございます。現在ですね、町は公害対策費として、381万1000円予算計上をされております。そのうちの7割以上が臭気指数測定業務に充てられております。これは臭気指数を図るということ、非常にデータは必要なんでしょうけど、受け身であるというふうに私は思っております。解決に向けてですね、積極的な取組みのために予算を充てることを検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょう。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。公害担当課であります町民課といたしましては、この臭気問題につきましては、基本的な考え方、立場といたしまして、事業の継続如何に関わらない解決というものを求めております。あくまでも臭気の低減が図られる。それはさまざまな方法があろうと思っておりますけれども、それは事業の継続というのを前提とはしておりません。そしてまた町民課は当然指導する立場、厳格な指導を行う立場でございます。その厳格な指導を行いながら、その指導する相手、事業者に対して支援をするということはいかなるものかというふうに考えております。したがって町民課といたしましてはしっかりと指導し、事業者に対してですね、解決に向けた努力を促していく、ここに集中して取組んでまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 事業者に対して、そういう意味での補てんができないという、それは原則よくわかります。ただ住民の立場としてみますとですね、この30年近く町はどういうふうにしてきてくれたのかなという部分は必ず残ると思います。その部分をですね、やはりお考えていただきまして、今後の対応を進めていただきたいと思います。

次に移ります。3、解決期限の目標を示すべきではありませんか。住民の心情を思うと解決期限の目標を示してはどうかと思います。いかがでしょう。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは3点目の「解決期限の目標を示すべきでは」のご質問にお答えいたします。

町といたしましては、地元公害対策委員会に対しまして、事業者から悪臭をなくす旨の発言をされた中で示されました「令和6年6月24日」を解決期限と認識しております。そのためには、改善勧告期限後の畜産事業場の敷地境界線における臭気指数が、許容限度でございます15を恒常的に下回る状況となるよう引き続き指導してまいり所存でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ただ今ですね、令和6年6月24日が解決期限と認識をしているというお答えをいただきました。しかしこの30年近く解決できていない。今もそう顕著に臭気が下がっておるわけではありませんけれども、残り約1年しかございません。期限を迎えても改善されないのではないかという不安がどうしてもつきまとうわけでありましてけれども、その場合改善をされてない場合の町の対応はどのようになさるおつもりでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。改善勧告、改善命令といったところが悪臭防止法に定めがあるわけでございますけれども、現在改善勧告を出し

て、事業者に改善に向けた努力を求めている状況でございます。改善勧告の期限は来年の6月24日より前に迎えることとなりますけれども、まずは改善勧告期限までにですね、臭気指数のところを15以下、15を超えれば規制基準に適合しないということになりますので、15以下にこれが恒常的に続くという状況になるようしっかり求めている状況でございます。そのうえでそれがそうした状況に到達できていないということになればですね、これは改めて改善勧告、いわゆる再勧告というものを検討していくことになろうと思います。そうならないよう、この期限というものを重く受け止めて、事業者も重く受け止めております。その期限までには、必ずこの問題を解決するという、そういう強い意思を持って取組みを進めてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この期限というものはですね、住民よく承知をしておられまして、非常に長年の問題が解決するのではないかという期待をもってみられます。是非ともそのことをですね、肝に銘じていただいて今後に対応していただきたいと思います。以上でこの項目の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 上羽場議員からですね、いろんなご提案もいただくなかで、期限を切ってしっかり取組んでいけということでございます。これまでの対応についても住民のお気持ちをしっかり受け止めるなかで、町としてできる精一杯のことをいろいろと試行錯誤してまいりました。先ほど予算的な措置はどうかという事もございました。直接事業者にというよりもですね、どういう対策が一番望ましいか。このたびご提案いただいた内容についていろいろと担当課長と話しをしたんですけれども、かなり膨大な頭数も多いということで、箇所数も多く、となるとかなりの費用がかかるという計算にはなってきます。しかしながら事業者の責任としてですね、どれだけきちっとやってくれるかというところを町としても指導しなくてははいけませんし、これまで勧告している進捗状況をしっかりと見極めながら、代表者の方が言い切られた、確実に解決に向けてしますというようなことでもございましたので、そこをしっかりと町も受止めて、住民

の方と寄り添って頑張っていきたいと思っております。

○議長（米重典子） 次に 「これからの自治振興に必要なものは」 2番
上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは項目2としまして、これからの自治振興に必要なものは。質問の趣旨、山福田自治センターの建設を議案として提出の動きがあります。しかし、過去の議会において予算が否決された経緯もございます。特に、立地と規模の点で再考が求められたものと理解をしております。

山福田地区の住民に真に必要なものは何か。世羅町の町づくりに、この事業がどのような役割を果たすのかなどについてお尋ねをいたします。

まず1としまして、自治センター新築の是非についてお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上羽場議員の2問目でございます自治センター新築の是非という部分、これから自治振興に必要なものは何であるかというご質問でございます。

議員ご指摘いただきましたように、令和5年3月議会におきましては、「辺地に係る総合整備計画の変更について」の議案が否決となったところでございます。そのことを受け、山福田自治センターの整備に係る予算につきましては、一般会計予算の訂正の申し出をさせていただき、訂正後の予算案で可決いただいたという経緯になってございます。

その後、兼ねてより獲得に向け鋭意努力してまいりました農林水産省の補助金が採択されました。3月定例会では「今後どのように対応していくのか？」のご質疑をいただく中で、この補助金の獲得に向け全力を尽くし、事業費の見直しを含め、改めてご提案させていただくと答弁させていただいたところでございます。

整備費につきましては、現況による単価の更正を行うことで、3月時点より建築工事費と工事監理費の合計額1,497万円減額できたところでございます。

補助金の獲得と単価更正による減額、また、地域の方が長年待ち望まれている施設であること等を、総合的に判断したうえで、再度、「辺地に係る総合整備計画の変更について」ご提案を申し上げ、令和5年度におきまして整備を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

これも長年の念願と言いますか、地域のなかでですね、いろいろとご審議、ご協議をいたднаかでは是非とも必要であるというお考えのもと、町に対してもさまざまな要望をいただいております。そのことを真に受止めて、町としてもそういうところをしっかりと応援する意味でまちづくりという観点から建設に至らせていただければと考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私がですね、小さな拠点を作ることにですね、異を唱えるものではありません。これは議会議員各々もそのようなお考えだと思います。これまでですね、議会は山福田自治センター整備案に対して主に規模と場所について考え直してはいかがでしょうかというふうな意味でですね、判断を出したと理解をしております。しかしながら提案をされる内容はその点についてなら変わっておりません。このことは議会を軽視していると思われます。と思っても仕方がないと。議会の意思をどのように捉えられているのか、そこについてお尋ねをします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。規模と場所ということで変更がなく、議会を軽視しているのではないかとというご質問であると受け止めております。

まず規模につきましては、地域の建設委員会の方々と幾度となく再考を重ね、現状の自治センターの使いづらさを利便性の向上ということで、現在の370平米余りというところに落ち着いているところでございます。当初幾度かご説明をさせていただきましたが、430を超える大きなものでございましたが、こちらにつきましても、町の方針、最低限の確保ということで地域とお話しをさせてい

ただいでですね、現在の規模に落ち着いております。

続きまして場所でございます。確かに幾度となくこの場所につきましては溝熊川のほとりということで、危険なのではないかというご指摘もいただいてきたところではございますが、この場所につきましても、平成30年度に議会のほうへご提案をさせていただきました山福田の旧小学校、学校資料館跡地のところに将来的には建設をさせていただくということで、そのときには一度はご承認をいただいております、これにつきましては地域の方々におかれましてもあの場所に建ててほしいという要望、そういったものを踏まえてですね、場所を令和3年度に解体をいたしました山福田小学校、学校資料館跡地というところに決定をしておるものでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の担当課長の思いはわかるんですけども、議会の意思をどのように捉えているかということについてお尋ねをしましたが、その点についていかがですか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） 議会の意思ということのご質疑でございますが、この山福田自治センターの建設に際しては遡ること平成25年からの地元の要望ということで承っております。そうしたなかで、平成30年度の前ほどご説明をいたしました学校資料館の解体からももう既に3年が経過をしようとしております。この場所、また規模ということでさまざまにご質疑をいただいておりますが、こちらにつきましては執行部側といたしましても、規模につきましては、ずっと申し上げてきております使いやすさと利便性の最低限ということのご認識を説明をさせてきていただいたところでございます。

いろいろさまざまにですね、ご質疑を受ける中で、今後また改めてですね、こういったことを再考していくということになれば、時間であったり、経費であったり、そういったものもかかるということをご認識をしております。先ほど町長の答弁にもございましたが、地域の要望、拠点としてですね、1日も早く建設をしていきたいという思いがございます。これについてさまざまにご指摘をいただ

いておりますが、規模の再考、場所の再考ということにつきましては、これ以上執行部側としてはなかなか再考していくのは難しいという判断でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の議会の意思というところのお尋ねに対してですね、担当課長はお答えに無理があると思いますので、この点については町長にお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議会の意思とおっしゃられたんですけれども、議員それぞれの考えがあると思います。これまでもご発言いただいたなかでですね、建てることに対して反対をしているのではないという、当初、予算の減額があったときの修正案のときもですね、これは前議会になります。そのときからですね、基本設計等のなかでしっかり再考しろということでもございましたので、いろいろと議会へも提案するなかで60平米程度、また外構についてもですね、さまざまにいろんな舗装部分であったり、倉庫であったり、そういったものを少しずつ今後どこまでが必要なのかということをごですね、設計図等に表しながら議会での説明をさせていただきました。しかしながら大きな災害もあって、今回のような資材高騰等もあって、昨年度は補助金頼みということで当初予算に挙げられなかったといったところがなかなかうまく地域の方からもなぜ当初予算に挙げてくれんのんかという声もありました。しかしながら補助金の流れをみてみますと、厳しいという声もありました。3月になる前からですね、応募が殺到しているということでした。本年度こういった採択になったというがですね、やはりこういった辺地債使ったの地域、また小さな拠点であってもですね、こういった町づくりを行っていくのに、地域活性化という意味合いで農水省も認めていただいたものと思っております。そういったところをしっかりと活用するなかで、財源的にも確保ができたということ。あとなかなかですね、面積をこれ以上小さくするというのは難しい部分もあろうかと思うんです。やはりこれまで活用してきたなかで現在活用されている自治センターの面積で使い勝手が悪いということで、特にあそこは危ない場所でもあります。ハザードマップにかかっているというこ

とが判明しました。これは県のほうから突然出てきたわけですがけれども、そういったところを勘案するなかです、町としてもそこを適地とし議会のほうへも再三説明はさせていただきました。しかしながらどこまでがですね、お認めいただくかというのは議員それぞれの考えもあろうかと思えます。全体で今回そういった修正等もあった。また辺地については再考しろということがあったということでですね、町からもいろいろ再考させていただくなかで、今回再度提案させていただくということを決断させていただいております。議会の意思を無碍にしているというようなことはございませんので、よろしくお願ひします。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） また次ですね、決議をするときにですね、しっかり我々の意思を示したいと思ひます。

先ほどの中にですね、単価更正という話がありました。単価更正ということではないんですね、我々が思っているのは。規模の見直しでありまして、近年整備されたですね、津名、小国、大田各自治センターと比較してみたときに、対象人口、その他地域の将来像、そのようなこと考慮したときに、今の提案をされようとしている規模、それはどのようにお考えですか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。規模といたしましては先ほど申しあげました現自治センターを考えて、どういったところを改良、どういったところの利便性をしっかり考えていけばいいかというところで検討を重ねてきたところでございます。さまざまに今、議員のほうからご指摘がありました自治センターにおきましては新しくなったことよってのかなりの利便性の向上というものも図られております。廊下であったり、入り口、そういったところもしっかりと広々としてですね、車椅子も十分通れるような形というような形で考慮されていると考えております。そうしたことを踏まえて、今回のこの山福田自治センターの設計に対して検討を進めてまいりました。また単価の更正につきましては3月にご提案を申し上げた金額というのはこの物価高騰を考慮した最大限の金額でご提案をさせていただいておりましたが、現状に沿った形というこ

とで、改めて見直しをするなかで、先ほど町長のほうからもございましたが、1500万円弱の減額ができたというところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほど言ったように近年整備された津名、小国、大田、ここに対してはどうかというようなことでお尋ねをしました。対象人口、将来像、そこについてですね、はっきりしたお答えをいただけませんので、津名、小国、大田、この整備費それぞれいくらかかりましたか。それと対象人口。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。すみません、答弁が的を得てなくて申し訳ないんですが、他の自治センターの工事費等については書類を持ち合わせておりませんので申し訳ございません。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 対象人口についてはいかがでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 対象人口も書類がございませんので申し訳ございません。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私が記憶しているところによりますと、津名は対象人口が800人位だと。事業費2億7000万。小国は少し形態が違うかもしれませんが、対象人口1,000人、事業費が1億9000万。大田の場合ですけれども、対象人口は4,000人、事業費が2億7000万余りだったと記憶しております。それだけじゃないんです。これは今後の地域の将来像というものも、しっかり照らし合わせて考えていくべきだと思います。そのことについてお尋ねをしておるんですが、そのことはどうでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。地域の将来像、また人口の関係、今、議員ご指摘があった大田、津名、小国等のご指摘をいただいたところでございますが、企画課といたしましては、現在の山福田の人口が 250 人余りでございます。そうしたなかで、その人口に見合ったもの、規模に見合ったものという考えは、ではじゃあ、どれくらいの大きさならいいのかというところ、これについてはなかなか検討というのが難しいという状況で考えております。と言いますのもやはり現存する自治センター、ここを如何に危険地域から今の学校のほうへ移転をさせていくかということでの考えでございます。やはり地域の拠点施設としての拠り所の山福田 250 人に対しての規模というのは、なかなか判断しにくい部分もございますが、やはりこの地域の将来を担う自治センターといたしましては、規模的にも現在のところがぎりぎりのところではないかなということ考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 規模の点についてですね、再々避難所ということばがよく出てまいりますけれども、町の説明のなかでですね。避難所として機能を持たせるということは安全な場所にあるということが第一条件であります。私も昨日ですね、本日の質問にあたり県のハザードマップ等しっかり確認をしてまいりました。各所に土砂崩れのところが、これは山福田に限らずですね、全町的にたくさんあるわけでありまして。これに至っては平場でないと安全な所はないというのは現実であります。ただ川からの浸水ですね、増水による浸水。これに至ってはですね、現在計画をされている場所、そこが浸水をするということになっております。ハザードマップでですね。その他のところは山福田でも高いところでありまして、浸水は実際にはないんでありますね。ただ、今の土砂崩れのあるようなところにも建つわけにはいきませんので、避難所としての考え方というのはしっかり考え直していただくほうがいいのではないかと。避難所の機能はですね、私はせらにシタウンセンター、こちらを避難するときには使っていただく。それが一番安全だと。距離的にも5キロ以内に、3.何キロでありますけれども、現自治センターからはですね。ただそこから遠方の方もいらっしゃいます

ので、そういうことを考慮してもですね、せらにしタウンセンターというのは遠い距離ではない。そして安全な場所であります。そして十分な広さもあります。避難所を開設するということは町の職員の皆さんもそこに行って働かれるわけですけれども、各所に避難所があるというのも、そういうマンパワーからみてもですね、非常に不利というか、使い勝手が悪くなる。山福田のほうへどなたか送っていようになります。人をですね。そうじゃなくて、タウンセンターのほうで、それをまとめて避難をしていただいでですね、それに対応していただくということがいいのではないかと。というのが、避難をされないといけないというような状況、年に何回かはあるかもしれません。現在ですね、気象状況、たいへん複雑なものがありますので、そういうことがあるかもしれませんが、日々の生活においてはですね、避難所の機能を持たせることはそれを持たせることによって規模が大きくなっていると考えられますので、その部分について考え直すことがいいのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。避難所の考え方についてのご質問でございました。現在考えて想定しておる避難の考え方でございますが、まずは第1避難ということで身近なところで避難をしていただくと。長期にわたって避難生活を行うことも考えての配置ということでございますが、この点につきましては議員今、ご指摘いただきますとおり小国十分なスペース等がございますので、そちらへご案内等させていただいているようなところもございます。また小国におかれましてもそういった形でのスペースの利用についてはご承諾をいただき、協力をいただくような体制をとっているところでございます。

今度お諮りしようとしております山福田地区につきましては1次避難につきましては同様の考え方でよろしいというふうに考えてございます。新たな設備は設けますけれども、あくまで土砂であったり、そういった災害の危険性というものは何ら変わりませんので、避難対策においては現在と同様にまずは安全を考えて、そして避難の期間においてどういった対応ができるかというところで考えてまいりたいと思います。新しい施設が仮に完成いたしまして、それが避難先の絶対であるという、そういった決め方は持ち合わせてございません。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。山福田の新たに建設を予定している自治センターの場所でございますが、これにつきましては先般よりも建設課長のほうから答弁をさせていただいたところでございますが、今のところはですね、最大で河川の増水があった場合の左岸側、どちらかと言いますと上流から流れてきて右側にカーブしている川でございますので、左岸側のほうを現在高くしております。また建設にあたっては現状の高さからまたもう少し見直した形でやる計画でございます。こういったことも含めてですね、安全性はしっかりと考慮して建設に進めていければなということで考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 避難としての機能を持たせるという問題についてはまた後ほど質問をします。

次にですね、2番目といたしまして町づくりに果たす自治センターの役割はということについて質問をいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 2点目の「町づくりに果たす自治センターの役割は」についてお答えいたします。

世羅町第2次長期総合計画に掲げておりますとおり、住民の主体的な地域づくり活動の拠点施設と位置づけ、住民自治組織に自治センターの指定管理者として管理運営をお願いしているところでございますが、人口が減少していく中におきましては、地域住民の心の拠りどころとしての役割も担っておると考えております。

住民同士が気軽に集い対話し、地域の情報が集まる場として、また、災害時住民の安心安全を守る避難所としての機能など、今後も地域自治活動の核となる施設としてご活用いただけるものと考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この問題はですね、山福田自治センター建設に関してですね、先般来新聞報道もかなりあってですね、町民の方非常に関心を持っておられます。金額的なもの、そういうところが新聞から目に飛び込んでまいりますので、非常に関心を持っておられますのでしっかりお尋ねをしていきたいと思えます。

そのなかで私が感じるところによりますと、町はですね、町民にアンケート調査を何回かされております。直近ではですね、2020年にやられたものがですね、整理されて発表されておりますけども、そのなかで自治センターについての項目があります。町民の皆さんの自治センターはどうかということ、重要度は低めです。満足度は高めです、そのように読み取れる結果が出ております。これは世羅西地区、世羅地区、甲山の旧町単位での結果であります。これは各地区においてもですね、同じような結果が読み取れるわけであります。逆にですね、需要度が高く、満足度が低いものに、医療の関係、そして買い物関係というものが挙がっております。これは恐らく交通手段ということが一番大きいのではないかと思いますけども。この重要度が高い、満足度が低い医療、買い物にはですね、特に世羅西地区で強く見受けられる結果となっております。このことについて、私は自治センターを整備すれば、このことが解決できるのかと。むしろ遠くなるのではないかというふうな認識を持っております。それについていかがでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。まず満足度、重要度の点についてのご指摘いただいたところでございます。議員ご指摘のとおり、満足度については、世羅町の生活環境生活条件に関するところで自治センター、集会所につきましましてはかなり高い値を示していただいておりますが、逆に重要度となりますと、自治センター、集会所については、医療、交通安全、防犯対策に比べてかなり低いという状況でございます。議員ご質問いただきましたが、この自治センターを整備することによってかなりそういったことが遠くなるのではないかというご意見をいただいたところでございますが、あくまでも自治センター建設につきましましては地域の安心安全と地域のコミュニティ、集う場としての役

割ということを重点的に考えているところでございます。交通であったり、ご指摘をいただいておりますが、確かに既存のバス路線等もございませんし、不便な場所等であると認識をしておりますが、その地域の中でしっかりとコミュニティが作れるセンター、その役割を担う施設であるというふうに認識をしております。したがってそれが遠くなるというようなことは考えてはおりません。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の課長のお答えを聞きますとですね、医療、買い物に関しては全く考慮されていないということでもあります。それを皆さんは望んでおられるわけですが、自治センターは望んでいらっしゃるんです。その結果がしっかり出とるのに、今のようなお答えではおかしいのではないですか。いかがですか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。決して医療であったり、学校であったり、交通であったり、そういったものを全く考えてないということとはございません。既存の今ある交通形態であったり、その地区が行う行事であったり、そういったことに関してのお話をさせていただいておりますので、その地域における医療であり、学校であり、交通でありということの問題を考えてないということとはございません。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 当然考えていただかないと困るわけです。ただ町には予算、財源というものが限られております。その財源をどういうふうにするかというのは非常に大事なことです。だから自治センター建設、それは町民の要望がある。ただ自治センター毎日使うものではありません。医療、買い物、こういったものはですね、日々の生活に非常に重要なものでありますので、その部分の住民の皆さんの不満を解消するためにどうやって財源を使っていくかということ。その使い道をまちがえてはいけないと思うんです。だから私はですね、自治センターの建設よりはこちらのほうが先ではないかというような思いを持

っております。先ほど申しあげましたけども、小さな拠点づくり、これを作ることに異を唱えるものではありません。ただそこに使う予算というものをしっかり考えてですね、回さなければならないところへ回していくという、こういう考え方が必要ではないかと申し上げているわけです。いかがでしょう。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。まさに今、上羽場議員がご指摘をいただきましたように貴重な財源であります。辺地債という有利な起債ではございますが、それも10年間償還をしていかなければならないというものでございます。それにさまざまな事業でもそうでございますが、議員の皆様方からご指摘を受けるのが財源の確保ということ、これはどのような予算においても常にご指摘をいただいております。一般財源ではなく、それに見合った貴重な財源は確保していくというのは、これはどの課においても重要なことでございます。したがって今回、農林水産省の6000万という予算が確保できたうえで事業を実施していこうということで前に進んでいるものでございます。決して無駄な財源ということではなく、有効にこの財源を活用してですね、建設をしてまいりたいという考えでおるところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、課長のお言葉にありました農林水産省の補助金のことについてちょっと気がかりなことがあるのでひとつ聞きます。今の補助金をいただく申請をしたときにですね、これは山福田自治センターの建設というのをそこに掲げて申請をされているのでしょうか。それとも世羅町全体ですね、農林水産に関する振興、または観光、そういったこと、少しこの前、お話しがありました。世羅町全体へそれを使っていくんだよという姿勢で書類を作られたのか。それとも山福田自治センター建設に向けて使いたいんだということを前面に押し出して申請をされたのか。どちらでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。議員ご質問は、今の農林水産省の

補助金の申請にあたっての内容ということでのご質疑であります。ご質疑いただきましたとおり、これにつきましては世羅町全体の農業観光、観光振興も含めた形でやっていくということではございますが、それには山福田自治センターをひとつの核として行っていく、建設していくということは勿論謳って申請をさせていただいているものでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、先ほどですね、この2番目の質問のなかで、災害時住民の安心安全を守る避難所としての機能等ということをしっかりお答えをいただいたわけですが、その前の1番目のなかには、総務課長も含めまして1次避難は考えているけども、避難所としての機能はさほどそこに重要視されていないというようなニュアンスのお答えでありました。そこを危険な場所であるにもかかわらずですね、私の質問に対して安全を守る避難所としての機能をしっかり持たせるというお答え、これは非常に矛盾をしたお答えだと思いますが、いかがですか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。先ほど総務課長の答弁にもございましたが、現状の山福田自治センターでの考えであると私は考えております。現状の山福田の自治センターにおきましてはご指摘いただいておりますとおり、災害指定危険区域となつてございます。こうしたなかで新たなものを構築することによりましてそこを避難所としての活用というのは、今後しっかりとその状況を見定めてですね、その避難所としての役割というものには担っていけるものと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のお言葉は非常に首をひねらざるをえないんですが、危ないところに避難しなさいと言っておられるのと同じことなんですね。だから第1次避難を含めてですね、せらにシタウンセンターが一番適していると申し上げておる。

避難の状況ですが、最初に山福田自治センターへ避難してくださいということと言われるか言われなかわかりませんが、避難所として機能を持たせているということはここに避難できますよというふうに町民は解釈をします。その後危険度が増した、そういったときはまたせらにしタウンセンターのほうへ移動してくださいという話しですよ。それは非常に問題があるのではないかと思います。いかがですか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 確かに上羽場議員がご指摘をいただきますとおり、その避難所の在り方というのは言ってみれば極端な話ですけど、小国のタウンセンターにおきましても美波羅川が氾濫するとは全く言えないという状況でそういった場所になるとどこにおいても考えられないというのはあるとは思いますが。しかしながら、現状この建設をする場所におきましては地元の人との合意というもの、地元の方の要望というものもございまして。そういったところへ安全をしっかりと考慮したうえで建設をしていくということで、以前よりご説明をさせていただいておりますように、推進をしてまいりたいと思っております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 町は住民の安全に対してはもう住民まかせというふうに今の課長のお言葉ではそういうふうには受取れるんですが、それでまちがないのですか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。誤解が生じてはなりませんので、災害の避難にあたってでございます。行政としては安全な場所に避難所を開設していくと。またその災害規模によって長期間に備える必要があるといった視点で避難所を開設、また運営をしていかなければなりません。その避難所について避難していただく住民の方につきましては、まずはご自身で安全な場所を確保していただくという考えが大前提でございます。まずはご自身がどういった

場所に住んでおられて、いざと言うときにはどこに行こうといったそれぞれの避難に対する意識を高めていただく。そのうえで望ましい対応をどう考えていただくかといったところにつきます。行政のほうからですね、どの地区の方はこちらへどうぞ、またこちらのほうへどうぞといったような指定と言いますか、具体のご案内といったものはしてはいけないというふうに考えてございます。誤解が生じてしまうということでございます。この点につきましてはあくまで避難につきましては個人の判断が最優先。それを地区によってこちらへという明確な指示ですとか、そういったところまでは致しかねているところでございます。あくまで避難、災害想定以外の被害が起こるといったことを個人で考えていただきまして、その判断を尊重していただきたいというふうに考えてございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） いまのお2人の課長のご答弁を聞いてますとですね、避難所としての機能を持たせるというのは、結局必要ないんですね。ここに避難所として機能を持たせませ、新築の物件、ものにはですね。その看板をはずしましょうよ。あなた方の提案のなかにはですね、避難所としての機能を持たせるがために、これだけの規模が必要ですよというような意味合いが感じ取れるわけですから、その看板をおはずしになると、規模においては考え直すことができるのではないかと私は思います。いかがでしょう。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。避難所としての看板をはずせというふうなお話しもいただいたところでございますが、第一にはその地域のコミュニティ施設、拠点施設としての役割。また別の考え方をいたしますと、現自治センターの旧耐震であること、また避難所として全く機能していないこと。そういったところも含めて新たな建物によってそれを補っていくというところでございます。避難所としての看板ということにつきましてはまたそういったところもしっかりと考慮して危険でないところについて建設をしていく考えでありますので、そういったところも含めて避難所としての機能も持たせるように

検討してまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のお話しについてはですね、これ以上申し上げてもしつかりした答えをいただけないものと思います。これは全町民の方は見ていただけていると思います。ここにいらっしゃる議員の人も今のお話しでどういうことに矛盾があるかなということも感じ取っていただけたのではないかと私は思います。

次ですね、以前から自治センターについては、いろいろ私もお話、この一般質問等でもやりましたけれども、自治センターが町内に13あります。これは、本当に13の自治センターをですね、維持してこのままやっていくのがいいのかどうか。前にも申し上げたかもしれませんが、北広島町なんかは、旧町にひとつずつですね、4つの自治センターで機能しております。私、自治センターがいないというのは、自治センターというのはですね、町は行政がやらなくてはいけないことを自治センターに押し付けているというふうに前々から私は思っていたわけですが、だから集会所、または会館、そういった皆さんがお寄りになる拠点、それはいいと思います。ただ自治センターというものをどのようにお考えになっておるかというのをしっかり考え直す時期ではないかと思うんです。そのことについて、ですから私は自治センターを統廃合すべきという考えを持っているんですがその辺についていかがでしょう。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。まず自治センターの在り方ということで今後13を維持していくのかというご質問でございますが、現状13地区の各自治会において自治センターを維持していただいております。それは協働のまちづくりというなかで、自治活動の振興を図るということで、自治センターを活用して、生涯学習の拠点施設として運営をしていただいているところでございます。そうしたなかで以前よりも申し上げておりますが、地域の中でそういった自治振興の活動拠点という役割を担うこの自治センターでございます。地域の中で自治センターの運営ができないとなると、それ以前に地域の自治活

動が崩壊していくということになると考えております。そういったお声はまだいただいておりませんし、現状町内で自治センターを減らしていくというような考え、またこういうところには至っておりません。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。残り1分です。

○2番（上羽場幸男） 時間がありませんので、最後に、今、自治活動が崩壊されてないというようなお言葉がございましたけども、小さな単位でですね、現在、困っていらっしゃる。若い者にすべて押し付けられるというようなお話しが飛び込んでくるわけですよ。その部分において崩壊していないという事実ではないと思いますので、その辺のことはしっかり把握されたほうがいいと思います。最後に自治センターの統廃合ということをしてですね、申し上げるのはですね、やはり町の将来像、地域の将来像というものをしっかり把握をしてですね、行政に生かしていただきたいということを思って申し上げておりますので、そのことをしっかりご検討していただきたいと思います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 上羽場議員、以前もですね、旧町単位の自治センターで良いのではないかとのご提案をいただいております。今の自治振興の13地区、それぞれお考えがあらうかと思えますけれども、先般来代表される方等と話をしますとですね、現状のなかの単位でさまざまな事業をこれまでしてきたと。そのことによって確かに人材不足等もある。また経費の捻出もなかなか厳しいといったことはお聞きをします。だから統合しようじゃないかという声には至っていない状況もありますし、それぞれ地域の考えがあらうと思えます。どことどこが引っつく、じゃあ、旧町単位でまるめるのが本当にいいのかといったところもあらうかと思えます。先般も少し申し上げましたけれども事業協同組合的な考え方、お互いの補わなくてはいけないところをお互いの自治センターで助け合うといったようなやり方もですね、今後進んでくるのかなと思えます。これを進めるためにはそれぞれ地域ごとのお話し合いも必要になってこようと思えますし、特に中心部であればですね、さまざまな事業していくのに、たとえば文化センターでもできますし、こういった甲山農村環境改善センターも使える。そうい

ったところでの寄りがですね、できる場所もあれば、周辺部には体育館等はございますけれども、なかなかそういった施設を活用というわけにはいかないのです、じゃあ、何か一緒にやっついこうというときにはですね、ひとついろいろな考え方が浮かんでくるのかなと思います。

先ほど医療のことを言われました。医療に対しての要望が多いというのはですね、周辺部であれば無医地区というような考え方が過去にありまして、それはいけんだらうということは言われてましたし、現在公立世羅中央病院も地域に出ていこうというような考え方も持っていていただきます。また地域医療、今、新型コロナウイルスワクチン接種等でもですね、大変医師会のご協力をいただくなかでですね、それぞれご苦労いただいた面もございます。とにかく医療を後継者も必要でございますし、特にふるさと枠なんかもですね、こういった中山間地域の医療をどうしていくのかという流れのなかで起きているものでございますので、そういったところしっかり連携を取らせていただく中で医療の分野も頑張っていきたいですし、特に介護分野、こういったところもですね、かなり人材が厳しいとお聞きをしております。とにかくそういったところに対して町もしっかり力を入れていけということだと思います。

自治振興の部分で言うとですね、やはり先ほど言いましたひとつ行事をやらされ感があるということだと思います。行政から頼んでやっていただいているようなものもたくさん受けていただいているものがございます。そういったところをですね、地域とどういうふうに今後やったら一番効率的で、またとにかく後継者を育てるといふ、人材を育てるといふ場所にも必要だということで特に補助金獲得にもですね、そういった部分を結構書き連ねております。特にさまざまな研修会、また関係人口を作る場所、さまざまなことをですね、各地域がいろいろ発案をされまして、それを町がしっかり応援していきたいという考えでもございます。確かに公民館からですね、自治振興に変わったときは、やはり社会教育から生涯教育に変わってきた部分でございます。この生涯教育という部分においてですね、企画課のほうでいろいろとそういった流れ作っていますけれども、未だにですね、まだまだ地域力を高めていくのに試行錯誤すること、特に少子高齢化という部分においてですね、地域でご活躍いただいている方々は、いわゆるご高齢の方も頑張っていていただいております。しかしながら先ほど小さな

子どもたちとさまざまな事業展開していただいている。先般一緒に西大田の体育大会も行かせていただいたようにですね、若い方が頑張っている姿を、こういったものを目の当たりにすると、地域を頑張ってください方々とうまく連携がとれているなどと思います。体育大会ひとつ開くにもですね、何度も何度もお話をされたようでございまして、そういったところをですね、しっかり町も汲むなかで、さまざまな形でしっかり応援できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で、2番 上羽場 幸男議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時45分といたします。

休 憩 10時27分

再 開 10時45分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に「脱炭素社会の取組は」10番 久保 正道議員。

○10番（久保正道） はい、10番。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 通告に基づき質問させていただきます。

「脱炭素社会の取組は」ということで質問します。今、世界的に深刻な問題はウクライナに侵攻を続けるロシアの他、内紛やクーデターで不安定な状況になっています。

環境問題においては、地球温暖化が進行し、南極・北極の氷が解け海面上昇の影響で水没すると言われていた南太平洋の島々の国や地域があります。これは、世界的に現在発生している異常気象による災害の要因になっていると言われております。

日本で海水面が30センチ上昇すると、半分の砂浜が、1メートル海面が上昇すると日本全国の砂浜の9割以上が失われると予測されております。

この様な状況を不安視され、平成9年（1997年）に京都で開催された地球温暖化防止京都会議には、世界各国から多くの関係者が参加し、二酸化炭素、メ

タン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、及び六フッ化硫黄（SF6）の6種類の温室効果ガスについて、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定め「京都議定書」として採択されてきました。その後、平成17年2月16日（2005年）に発効されております。

「温室効果ガスを平成20年（2008年）から平成24年（2012）の間に、平成2年（1990年）比で約5%削減すること」に加えて、国ごとにも温室効果ガス排出量の削減目標を定めています。この取決めにより、EUは8%、アメリカは7%、日本は6%の削減を約束しました。

我が国は、平成17年4月（2005年）に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し目標達成に向けた総合的な施策を展開されています。

平成27年（2015年）にパリ協定では国連気候変動枠組み条約国会議（OP21）で採択、平成28年（2016年）に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みで平成30年（2020年）までの削減目標を世界共通の「2.0℃目標から努力目標1.5℃」が掲げられました。

自治体においては、脱温暖化に取り組む条例を制定しているところもあると伺っています。令和2年（2020年）10月に菅内閣において「2050年までに温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにする。カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」とし、以来その取組みがされてきております。

平成9年（1997年）に京都議定書合意以来、国から方針を示されて地方自治体にそれぞれ取組みの要請をされてきていると思いますが、その取組みについて質問をします。

1項目目として、世羅町版 脱炭素社会に向けた今日までの具体的な取組みの体制と、推進内容の考えをお聞かせください。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 久保正道議員の脱炭素社会の取組みはのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

こういった脱温関係のことについては世羅町もさまざまに取組みをしておりますけれども、先ほど来、国等の流れについてもお話をいただいたところでござ

います。先般の G7 においてもですね、そういった温室効果ガス等々含めた S D G s、カーボンニュートラルについての取組みをですね、各航空会社等もされたということでですね、そういったところの気運が高まるようにいろいろと行われているようでございます。

世羅町での体制でございます。今日までの具体的な取組み、推進内容でございますけれども、平成 20 年に立ち上げております「脱温暖化プロジェクトせら」を中心に、町民、事業者そして町が協働した脱温暖化のまちづくりを進めているところでございます。

次に、推進内容の考えでございますが、現在は平成 31 年に策定いたしました「第 3 次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に掲げております基本施策や重点プロジェクトに基づきまして、先ほど申しました「脱温暖化プロジェクトせら」を中心に、二酸化炭素排出削減目標の達成に向けた取組みを進めているところでございます。

また、町におきましても、「世羅町地球温暖化対策実行計画」や「エコアクション 21」に掲げております省エネルギー等の目標の達成に向けて、「世羅町役場エコ委員会」を設置し、取組みを進めているところでございます。

○10 番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） ただいまの答弁をいただきましたが、二酸化炭素排出削減目標の達成に向けた取組みを進めていると答弁がありましたが、その取組みの具体的な内容はどのようなことでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えをいたします。先ほど町長答弁で申し上げましたように、現在第 3 次脱温暖化せらのまちづくりプラン、ここに掲げております取組みを進めておるという状況でございます。そのなかに基本施策、重点プロジェクト等を掲げておりますが、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等の導入促進等々の取組みを進めておるところでございます。

脱温暖化プロジェクトせら、これは町民、事業者、そして町の 3 者が共に連携をして取組みを進めていくものでございますけれども、日常的な取組みと言

いますか、町民を巻き込んだ取組みにつきましてはこの脱温暖化プロジェクト世羅が中心となっておりますね、イベントの開催、あるいは広報等の周知啓発、そういった取組みを行っているところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 世羅町地球温暖化対策実行計画やエコアクション21に掲げております省エネルギーなどの目標達成に向けて世羅町役場エコ委員会を設置し取組みを進めていると答弁がありましたが、住民の皆様にも周知及び内容をこの機会を捉えて具体的に啓発することにより推進の実効性や成果を高めることと考えますがその考えはどうでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。世羅町地球温暖化対策実行計画につきましては、これは町の、世羅町行政としての取組みを定めたものでございます。町の中で省エネルギーの推進、あるいは省資源の取組み、そうしたことを目標を設定してですね、行政全体として取組んでいこうということで、各部署から選出されたエコ委員を中心にですね、町の取組みを進めているという状況でございます。町民等に関する部分については、脱温暖化せらのまちづくりプランというものになってまいります。この辺の計画の進捗状況等についての周知と申しますか、公表というところは少し足りてない部分があるのではないかと申すように考えておりますので、具体的な省エネについての取組み、省エネがこういった取組みをすればこういうふうな省エネにつながりますよという啓発も含めてですね、しっかり広報等活用して行っていきたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 自治体においては条例を定めている動きがあるというふうに言われておりますが、世羅町ではこのような条例の制定等の取組みの考えはいかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。条例というのが具体的にどういう条例かというのが少し判然としないところではございますけれども、当然、脱炭素に向けた取組みというものは進めていかななくてはなりません。現在、脱温暖化せらのまちづくりプランは策定をしておりますけれども、全国的にはこのプランを策定している自治体というのは非常に少ない。世羅町は先進的な取組みをしている自治体というふうには考えております。そのうえにおいて、そうした条例を制定することによって脱炭素の取組みというものがより前進する、加速化する、そうしたことが見込まれるのであればですね、そうした条例の制定も検討してまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） それでは次の項目に移ります。脱温暖化プロジェクトの活動と世羅町の関わりについてお尋ねをしたいと思います。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは2点目の「脱温暖化プロジェクトの活動と世羅町の関わりは」のご質問にお答えいたします。

「脱温暖化プロジェクトせら」の活動につきましては、環境イベントの開催、もみ殻燻炭やグリーンカーテンの普及事業、そしてエコ診断の実施や広報による啓発などを行っているところでございます。

特に、地球温暖化防止に向けたイベント型の啓発の場として、令和4年度に3年ぶりとなる「脱温暖化せらのまちづくりフォーラム」をせらにし青少年旅行村で開催できたことは大きな意義があったと考えております。

「脱温暖化プロジェクトせら」と世羅町の関わりでございますが、「脱温暖化プロジェクトせら」の事務局として、各種事業の周知や実施に関わっているところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 環境イベントの開催、それからもみ殻燻炭やグリーンカーテンの普及事業、エコ診断の実施の内容はということでお尋ねしたいと思います。

ますが、イベントは先ほど答弁がございました。もみ殻燻炭は脱炭素社会の中でどのような役割をするのでしょうか。グリーンカーテンは冷房、そういったものの効果があると思いますが、こういうもみ殻燻炭はどのような効果があるのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。今、議員ご質問いただいたもみ殻燻炭でありますとか、グリーンカーテンでございますけれども、脱温暖化せらプロジェクトの広報誌として「サステナブル世羅」というのを毎年3月に発行しております。全世帯に配付をしておりますが、その中へも記載をしているところでございます。もみ殻燻炭等はですね、稲刈り後のもみすり作業で不用となります一番外側の皮がもみ殻でございますして、これを燻焼きにして炭化させたものでございます。もみ殻燻炭を土に混ぜることで稲が空気から取り込んだ二酸化炭素を土の中に封じ込めることになって地球温暖化対策につながるというものでございます。

グリーンカーテンでございますけれども、グリーンカーテン夏の直射日光を遮ることで、部屋の温度上昇を抑える効果があります。それによって空調の設定を高め設定できるというようなことでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） もみ殻燻炭の実効性、そういったものは私は存じ上げておりませんでしたので、お尋ねしたわけであります。

3番目の質問に移ります。GX（グリーントランスフォーメーション）推進法が、先日国会で成立しましたが今後取組みの考えはどうでしょうか。お尋ねします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 3点目の「GX（グリーントランスフォーメーション）推進法成立を受けた今後の取組みの考えは」のご質問にお答えいたします。

議員申されますように、本年5月12日に「脱炭素成長型経済構造への円滑な

移行の推進に関する法律」いわゆる「GX（グリーントランスフォーメーション）推進法」が国会で可決され、成立いたしました。

この法律の概要としましては、脱炭素の取組みを加速させるため、政府によるGX推進戦略の策定・実行やGX経済移行債の発行、そして成長型カーボンプライシングの導入などを進めるものがございます。

町といたしましては、温室効果ガスの削減を経済・社会システムの発展に繋げようというGXの考え方も考慮に入れながら、今後の地球温暖化対策の取組み指針となる「第4次脱温暖化せらのまちづくりプラン」を策定してまいる所存でございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） このGXの法律が国で成立して間もなくであります、GX（グリーントランスフォーメーション）推進法が国で成立して間もなくあります、脱温暖化せらのまちづくりプランを策定し、具体化させる目標策定年次はいつ頃を予定されておりますか。そしてまた具体的な取組みの内容はいかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。第4次脱温暖化せらのまちづくりプランはですね、実行計画の期間が令和6年度から令和10年度の5か年の計画でございます。現在の第3次プランが本年度、令和5年度をもって終了することを受けて今年度策定するものがございます。そのなかで令和10年度までの目標、その先を見据えた目標というものも必要になってまいりますけれども、令和10年度の目標も設定して、それに向けて取組みを進めてまいるという考えでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） GX経済移行債の発行というものも内容に含まれているようではありますが、成長型カーボンプライシングの導入などを進めるものとして考えられる施策対応はどのようなものがありますか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。GX推進法が可決され成立したところでございますけれども、まだ国のほうで具体的な動きと言いますか、そうしたことに関する情報というものは町のほうへは届いてはおりません。今後、GX推進戦略の策定等に向けてですね、具体的な動き、それから議員もうされましたようにカーボンプライシング、いわゆる炭素税ですね、そうしたところが明確になってくるとは思います。そのなかで、国の取組みがそのまま町の取組みということにはならないとは思いますが、先ほど答弁の中で申し上げましたようにGXの考え方というところは同じ考え方で進めていくものでございますので、国の今般の法律策定を受けた動きというものを注視をしながらですね、今年度策定いたします次期脱温暖化せらのまちづくりプランへ反映できるものは反映してまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の質問に移ります。脱炭素の取り組みに対して、地方自治体に国からの財政支援があると思いますが、財政支援を受けて事業の実施計画、そしてまたその次にランニングプログラムの考えはどのような行程で、目標年次を策定されるのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 4点目の「国からの財政支援を受けて事業の実施計画ランニングプログラムの考えは」のご質問にお答えいたします。

国におきましては、環境省が中心となり、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等を「脱炭素先行地域」として積極的に支援するほか、各府省庁ごとにさまざまな支援策が講じられております。

町といたしましては、「第4次脱温暖化せらのまちづくりプラン」及び「第4次世羅町地球温暖化対策実行計画」を今年度策定するにあたり、国の交付金等の活用方策を検討し、可能なものは施策の中へ具体的に明記するなど、実効性のある計画にしてまいりたいと考えております。

○10 番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 皆さん既にご承知のように、現在全国的に発電エネルギーの石炭、天然ガスなどの価格高騰や輸入量を確保するのに困難な状況になっています。このような状況において電気料金の値上げが承認され、全国の電力会社が6月1日から値上げがされております。家庭や事業所などの取組みとして売電目的ではなく、家庭、事業所の屋根などを活用した太陽光の自家用発電システムを推進するGX経済公債が財政対策債の裏付けになるのかどうか。そういったところも法律が成立して間もなくですから、そのことがあるか否か国・県から詳細な情報が届いていないかもしれませんが、GX経済移行債を発行して、施策を積極的に推進する考えはありませんか。売電目的と言いますと、広い敷地がいるわけでありますが、家庭あるいは事業所の屋根にそれぞれの家庭や事業所で賄うということになりますと、そんな面積、農地を使ったり、そういったことは必要ありませんので、そのような取組みをして脱温暖化に向けて推進する考えはいかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 議員の先ほどおっしゃいましたご提案についてはしっかり受け止めさせていただきたいと思えます。

先ほど答弁のなかで、脱炭素先行地域ということを申しました。この脱炭素選考地域というのがそれぞれの区域において発電をし、それをその区域の電力として供給し賄っていくというようなイメージのものになります。脱炭素先行地域にですね、実際世羅町として取組んでいけるのかどうかということも含めて、しっかり検討してまいりたいという考えではおります。そのほかにも国のほうで、さまざまな特に脱炭素に関しては国自身も目標を定めておりますので、その目標達成に向けた支援策等も多数用意されております。そうしたところの情報というものをしっかり収集分析するなかでですね、第4次の脱温暖化せらのまちづくりプランの中へ具体的なものはしっかり明記をしてですね、本当に計画というものが実効性のあるものでければなりませんので、そういう計画にしてまいりたいと考えております。

○10 番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 次の質問に移ります。世羅町におけるカーボンニュートラルの目標設定はということでお尋ねします。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 5 点目の「世羅町におけるカーボンニュートラルの目標設定は」のご質問にお答えいたします。

国におきましては、「2050 年カーボンニュートラル宣言、2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。」としております。

町といたしましても、この国の削減目標に沿って「第 4 次脱温暖化せらのまちづくりプラン」へ新たな削減目標を設定し、取組みを進めてまいりたいと考えております。

○10 番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） ただいまの答弁で第 4 次脱温暖化せらのまちづくりプランの策定をするというふうにおっしゃいましたが、その策定年次はいつ頃になりますか。そしてまた新たな目標を設定する内容はどのような内容か。現時点で考えておられることをお知らせください。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 第 4 次脱温暖化せらのまちづくりプランにつきましては今年度策定するという予定でございます。令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年計画ということでございます。削減目標でございますけれども、国におきましては 2030 年度 46%温室効果ガス削減という目標がもう既に掲げられております。そこに沿ってですね、やはり町のほうも目標設定していくことになると思います。町におきましては第 3 次のプランも産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門といういわゆる大きい 4 本の柱の部門、4 部門においての目標を設定しております。それ以外の部分も含めて国は 46%ということでございますので、その 4 部門でいけばですね、45%になろうかと思っております。そこをひとつの参

考値、基準値として町の目標を設定していくこととなります。そのなかで排出構成というものが国と町では若干異なっておりますので、その4部門における排出構成がですね。そうしたところも加味しながら町としてどういった数字で目標を掲げていくのか。それは2030年度ですから、令和12年度ということになりますので、その12年度の前に第4次のプランの終期を迎えますので、そのなかで令和10年度の目標値をどうしていくのかといったこともですね、しっかり検討し、実効性のある計画にしていきたいと思いますと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 今朝テレビを見ていますと、電力会社が発電する電力が土曜日、日曜日天候が良かったということと、晴れが続いていたということで、太陽光発電の売電、電力が予定よりたくさんあって、余ったと。そしてそのような状況で電力会社が発電を縮減したというふうなことが言われております。非常に電力会社は広島県では竹原に火力発電がありますし、ダムを利用した水力発電、あるいは島根県にあります原子力発電、このようなものがあるわけですが、昨日、一昨日のような状況があればですね、電力会社も石炭、天然ガス等を使うことが少なくなると思うんです。いい傾向にあるとは思いますが、このような状況であります。次の質問に移ります。

化石燃料に代わる燃料の移行について、住民の理解が浸透していないと思われるが、2050年まで残り30年弱になっております。

台所、風呂等の新・改築や熱源機器の買換えについて、カーボンニュートラルに対応する為に国の動向を踏まえ説明をして住宅増改築あるいは新築をされる方にアドバイスが必要と思いますがそうした考えはいかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 6点目の「熱源機器の買換えについて住民への説明やアドバイスの取り組みの考えは」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、熱源機器等の買換え時に省エネルギー性能の高い機器等を選択していただくことは、二酸化炭素排出削減につながるものと認識しております。

熱源機器に関しましては、現在、木質バイオマス燃焼機器及び太陽熱利用装置という再生可能エネルギー設備への設置補助を行い、環境負荷の低減を推進しているところでございます。

町といたしましては、省エネルギー意識の醸成や環境に配慮したライフスタイルへの転換の促進につながるよう、広報等を活用して町民に分かりやすい形で引き続き周知啓発してまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 4項目目で質問をいたしました。家庭、事業所、そういったところの自家消費をする発電、そういったことの実施も必要であります。加えて冬季の暖房機器、そういったことの実施というのも非常に大きいわけですね。世羅は積雪寒冷地帯の地域でありますから、そういったこともあると思っております。暖房機器において今後学校、事業所等でエアコン、そういったものも使われるわけですが、石油ストーブ、そういったことの実施もだんだん減していくという方向に考えるべきであろうと思っております。そうしたときに、これは産業振興課のほうにも関係するわけですが、森林の雑木、そういったものがたくさんありますが、そういったものを利用しての薪ストーブ、そういったものを暖房の熱源として使うような啓発、そういったものが必要だと長期的にですね、そのような取り組みをしていただければと思うんですが、いかがでしょうか、この取り組みについて。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えします。議員ご提案の薪ストーブ等の啓発についてでございますが、昨日も山の日県民の集いということで産業振興課のほうもですね、事務局として一緒に参加のほうしてまいりました。そのなかでも薪割り体験であったり、薪ストーブの展示もしていただきまして、町内外から来られたお客様に森林の大切さであったり、そういった薪ストーブというようなものがあるということで、啓発のほうをさせていただいたところでございます。議員ご提案いただきました今後の啓発についてそういったご意見をいただきましたことを受け止めさせていただきまして、今後の事業の展開につなげていき

たいというふうに思っております。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 町民課のほうはですね、木質バイオマス燃焼機器の設置補助を今、行っておりまして、そのなかには当然薪ストーブも含まれております。この事業を活用して平均ですけれども2件くらいは毎年設置される方がいらっしゃるということでございます。今後におきましてもこうした木質バイオマス燃焼機器の補助というものを周知するなかで、そうしたものの普及促進につなげてまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の項目に入ります。森林再生とバイオマス事業の進展状況はということですが、森林再生、これは非常に世羅町は70%が山林に囲まれているというところでありまして。そのなかでもアカマツが松枯れによってかなり枯渇しておりますが、檜、それから杉、そういったものの間に雑木がかなり繁茂しております。そうしますと良質な世羅郡の木材を生産するということはなかなかできないわけでありまして、里山の整備、それから獣害の防止、そういったことにも含めてですね、町はバッファゾーンの補助金を出していただいておりますが、そういった伐採をした木材をフルに活用していただけてやっていただきたいと思うんです。せっかくバイオマスの認可を指定を受けたということですから、そちらへの資源供給、そういったことも必要になるかどうかと思うんですが、そうした考えはいかがでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司）

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） それでは7点目の「森林再生とバイオマス事業の進展状況は」のご質問にお答えします。

森林再生に関する取組みにつきましては、森林環境譲与税を財源とした「森林経営管理事業」、及びひろしまの森づくり県民税を財源とした「ひろしまの森づくり事業」の2つの事業を主に進めております。

地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源涵養など、森林の持つ公益的機

能を発揮させるため、引き続き、森林の整備・保全管理に努めてまいります。

次にバイオマス事業についてでございますが、本町は、令和4年度にバイオマス産業都市に選定されたところであり、世羅町バイオマス産業都市構想の実現に向け、令和5年度から取組みを開始したところです。

まずは、町民、事業者などとの効果的な連携を図るため、関係者で構成する「世羅町バイオマス利用推進協議会」を設置することとしており、その調整を進めているところでございます。

この協議会において、木質バイオマスの有効活用について検討し、脱炭素の取り組みへ繋げてまいりたいというふうに考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 伐採されてきた木を私、議会へ出る際、あるいは所要で動く際に、町道、県道の両脇がかなり里山林整備で伐採をされております。きれいに山がなっておりますが、伐採をした木を山の中へ横積みにしておかれている。そういうのが非常にもったいないなと思うんです。そういったものを今後バイオマス事業を推進するなかで、搬出して、バイオマスの原材料として使っていれば有効な循環になるのではないかというふうに思っております。関係者で構成する世羅町バイオマス利用推進協議会を設置すると答弁がございましたが、推進協議会の構成員はどのような方、どのような範囲で、人数はどれくらいを想定されておりますか。お尋ねをいたします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えいたします。構成メンバーにつきましては、現在、構成メンバーも含めて検討しておるところではございますが、畜産関係の方、また森林関係の方、果樹の生産をされている方、あとは町民の代表としまして脱温関係に携わっている方、そういった方々、また庁舎内の関係機関、関係部署で構成を考えておまして、人数的には10名程度の方で協議会を設置し進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 時期をお尋ねしたんですが、時期は、私、漏らしたんかもわかりませんが、どのような時期に協議会を設置されるのか。お願いします。

○産業振興課長（垣内賢司） はい。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 失礼しました。時期につきましては、今年度の夏位を目途に設立のほうを考えております。失礼いたしました。

○議長（米重典子） 以上で、10番 久保 正道議員 の一般質問を終わります。

次に、「コロナ対応地方創生臨時交付金と5類への引き下げ後の対応は」

4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは3項目にわたって質問をさせていただきます。第1点目はコロナ後の対応と色々な課題についてお尋ねをいたします。

感染症法の位置づけがインフルエンザと同等の5類に引下げられましたが、いろんな見方によると次の波は8波より大規模になる心配もあるという報道もされております。また引下げに伴って感染をされた場合の負担が非常に大きくなる。これまで無料であったものが、9月からたとえばラゲブリオを処方されると、3万2000円が必要で、入院を10日間すると負担が3万7000円を超えるという報道もされております。10月から公費負担が廃止をされると色々な負担が増える心配があるところであり、また波が大きくなると医療機関のひっ迫が心配をされる状況であります。コロナ専門病院を廃止したり、またすべての病院で対応するということではありますが、いろんな縮小の動きもあるところで、また、病院へのこれまでの対応がなくなるということで病院の経営が厳しくなるという声も出されておるところであります。最近の報道でも大幅な増加ではありませんが、増加の傾向があるなかで、主に4点についてお尋ねをします。

1点目は本町の本年度の地方創生臨時交付金などのコロナに関する交付金の見込みとそれらについての考え方についてお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山 武議員のまず1問目でございます。コロナ対応地方創生臨時交付金と新型コロナウイルス5類への引下げ後の対応についてでございます。

議員おっしゃられますようにですね、公費負担がなくなるということできざまな懸念をされているということも承知してございます。特に医療機関についてもですね、対応についてはいろいろと厳しい部分も出てくるかと思えます。しかしながらインフルエンザと同等の扱いとするということでありまして、今後感染が増えないようにですね、町としても取組んでまいりたいと思う。

本町の本年度の交付金の見込みと考えるについてお答えをさせていただきます。令和5年度におけます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、現時点において1億5971万9千円の限度額が示されております。内訳といたしまして、低所得世帯支援枠といたしまして4463万6千円、推奨事業メニュー分といたしまして1億1508万3千円でございます。

低所得世帯支援枠につきましては、現時点では7割相当分として4463万6千円となっておりますが、今後、令和5年度の支援実績の3割相当分が追加交付される予定となっております。

令和5年度の交付金については、まず、物価高騰の影響を受けられた生活者の支援を行うため、町内の全世帯及び子育て世帯に対する支援を、この度の補正予算提案と併せて行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。大まかで結構なんですけど、町内の全世帯及び子育て世帯に対する支援という事が言われておりますが、このなかで主にどういう考え方でおられるのか、お尋ねします。

○福祉課長（小林英美） はい、議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） それでは全世帯の交付金についてお答えさせていただきます。

きます。こちらの事業につきましては、基準日の令和5年6月1日において世羅町内に住民登録がある世帯の方が対象となります。給付額につきましては令和5年度の課税状況で非課税世帯につきましては1世帯につき3万円、住民税均等割のみの課税世帯につきましては1世帯につき3万円、それ以外の世帯につきまして1世帯につき1万円を支給するものでございます。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 子育て世帯に対する給付金の事業につきましては、基準日を5月31日としておりまして、児童1人当たり2万円を給付を考えております。対象児童につきましては平成17年4月2日から令和5年5月31日までに生まれた子どもの養育者、そして令和5年6月1日から令和6年3月31日までに生まれた子どもの養育者を対象としておりまして、対象者数2100名かける2万円、4200万円を事業費として見込んでおります。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 前段で国の対応の方向について一部分を申し上げたところですが、町として交付金の財源を充てて、それで対応するというのが基本であろうということはわかるわけですが、特にコロナによって大きな影響を受けられて一定のこれまで対応はしてきたわけですが、まだ先ほどの非課税世帯3万円とか、一般1万円ですか、こういうことではなかなか厳しいということがあるのではないかと思うんですが。こういうことに対して、具体的にはなっていないんですが、今後の支援についてどのような考えを持っておられるのか、考え方についてお尋ねします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは4番 矢山議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。このたびのコロナ、また物価高騰に関わります地方創生臨時交付金の町への限度額については先ほど町長から答弁を申し上げたところでございます。国からのコロナ、物価高騰に対しての支援を目的として交付金を町が受け入れるにあたって今般町として考えましたのは、直接的に電気代、また

諸々のいろいろな部分で物価高騰が起こっておるという状況にその各世帯の出費、負担については現金あるいは預金、貯金からの口座振替によって直接的な今、負担がかかっている状況を鑑みるなかで、国から示された支援を速やかに町の全世帯に届けることが必要であると認識をし、このたび補正予算案としても提案を差し上げるところでございます。今後の引き続く物価高騰等、負担全般にあたりましてはすべてを支援、また後押しをするということにはなかなかかなりにくいところがございますけれども、今、国から町にその形が示されたものを速やかにお届けをし、少しでもその負担を和らげていただきたいという考え方でございます。この後、更に国全体においてもまだまだこの傾向は続くと考えられるところでもございますが、国あるいは県からの新たな枠組みが示されてまいりましたら、そういった場合にも間髪入れず、町としても引き続き取組んでまいりたいと考えております。現状といたしましては国から示されました支援策を基本に、町の全世帯にその支援、このたびの物価高騰、またコロナに対しての影響に取組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 非常に現実で強弱と言いますか、いろんな状況があるわけですが、そうした点も把握をされながら、今後の対応を考えていただきたいと思っております。

次に（2）今後の流行への備えと対応病院、また治療体制について今後どのようになってしまうのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 2点目「今後の流行への備えと対応病院や治療体制はどうか」についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、国において各種対策等について見直しがされたところでございます。

医療提供体制につきましては、広島県が策定した「移行計画」に基づき、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に、段階的に移行することとなりました。

世羅町の医療機関の状況としましては、町内7つの医療機関全てでコロナの治療を受けていただける体制となっております。また、重症化予防の観点から、ワクチン接種についても、希望される方が接種を完了できるよう、医療機関のご協力をいただきながら進めているところでございます。

感染状況の今後でございますが、感染症法上の5類に移行しても、ウイルスの感染力は変わらないものであり、第9波の到来も懸念されるところでございます。今後の流行に備え、住民の皆様には、基本的感染対策の継続や、簡易検査キット、解熱鎮痛薬などの事前準備をお願いするとともに、町として、医療機関の状況を把握し、ワクチン接種の推進と適切な治療が受けられる体制整備に、県とともに取り組んでまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまでの状況について十分把握をしておりますが、4点目の質問でもちょっと触れておりますが、やはり高熱が出て一定期間自宅療養をして熱が下がって何日かしたら仕事へ復帰するというような感じになっておって、そのなかで医療機関に対してどのような対応をしておったかということについては詳しく把握はしておりませんが、やはりワクチンの接種も重要ですが、この現状が全国的にはわずかかもわかりませんが、増加をする傾向があるというような報道もされておりますから、やはりそういう点からみると先ほどの答弁のなかで幅広い医療機関による自律的な通常の対応に、今すぐではないんですが段階的に移行するということになれば、本当にこれでたとえば熱が出て、入院の必要があるというような場合に、本当に入院ができるような状況になると考えておられるか。世羅町の状況も、陽性者の方がどのような十分な調査をされておるかどうかわかりませんが、状況にあったかというのも一定に調査をされてですね、今後の5類からの引き下げに伴ってですね、注意深く感染状況も把握しながら、医療機関の状況も基本的には県等が対応するということになるかもわかりませんが、体制の充実というか、きちっと体制を見守りながら流行に備えるということが必要ではないかと思うんですが、これらについてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。コロナに感染されて、自宅療養、また医療機関の受診ということで、医療機関のほうに逼迫するのではないかと懸念もあるなかで、コロナ病床のほうは県が確保されていた病床のほうを縮小する動きとなっています。その代わりこれまで受入れてこられなかった医療機関でも入院のほう受け入れてもらえるように県においては第8波の約1.3倍の入院患者を想定して受け入れ促進のほうに取組みをされております。幅広い医療機関で対応ができるよう医療提供体制の維持、拡大が図られており、医療逼迫とならないための取組みのほうに推進をされております。

また感染状況の把握につきましては、現在、週報により県のほうに公表をされております。そのなかでも保健所単位での公表もされておりますので、そういったものを随時確認をしながら、また町内の医療機関、郡医師会と連携をし情報のほうを収集しながら、町内の状況についても把握のほうに努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 一般質問の途中ではありますが、ここで昼休憩とさせていただきます。再開は午後1時とします。

.....

休	憩	11時55分
---	---	--------

再	開	13時00分
---	---	--------

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。休憩前に引き続き4番矢山 武議員の一般質問を行います。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは（3）に移りたいと思いますが、後遺症についてお尋ねをします。感染者の10%～30%位が後遺症になるというデータもあるようであります。治ってから2か月位は注意して生活をすべきであるという医者の声もあります。こうしたなかで、後遺症についてどのように考えておられるかお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは3点目「後遺症対策についてどう考えているか」についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患され、倦怠感や息切れ・息苦しさなどの症状が一定程度続く後遺症は、時間経過とともに改善する場合がありますが、不安が募り、症状が更に持続・悪化する場合があります。後遺症が疑われる場合は、まずはかかりつけ医か、罹患後症状に悩む方の診察を行う医療機関に受診・相談いただくよう、周知を行っているところでございます。受診後、専門的な診療が必要と判断された場合は、後遺症連携医療機関の紹介を受け、受診いただくこととなります。

また、県において相談窓口が引き続き開設されており、症状に不安のある方への相談対応も行われているところでございます。

5類移行後も、後遺症など症状が続く場合は、相談窓口をご利用いただくか医療機関を受診いただき、適切な治療等が受けていただけるよう、医療・相談体制は当面継続される扱いとなっており、町といたしましても、相談窓口等の情報発信を行い、後遺症で不安を感じておられる方の不安の軽減に努めてまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。相談窓口があるということですが、非常にいろんな調査がされて、特に次々と新しい型のワクチンが出るということで、後遺症も変わってくるという傾向もあるようであります。また新しい型によって感染力が強い場合もあるということもあるので、インフルエンザと同じ位だという認識では違うのではないかとということでお尋ねしましたが、次の項目に移ります。

（4）高齢者施設等もかなり集団発生がして、入院が必要な患者もかなり出るなかで、なかなか十分な治療を受けられずに、亡くなるという、コロナが原因だけではないかもしれませんが、そういう例も8波のなかで死者も増加するということがありました。きちっと治療を受けられるということが非常に重要であり、その点では県の対応、また保健所の体制もきちんと対応される必要があるのではないかと思います。これらについてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは4点目「陽性の方が入院できるようにするには、県や保健所の入院調整が必要ではないか」についてお答えいたします。

この入院調整でございますが、5類移行前は、限られたコロナ入院病床数であったため、県や保健所で入院調整が行われておりました。

5類移行後は、幅広い医療機関での入院対応が可能となるよう、移行計画に基づき、9月末までは入院調整本部の枠組みを残しつつ、医療機関間による調整への移行が進められております。また、感染拡大により入院患者が急増し、病床が逼迫した際には、県の支援により入院調整が行われるなど、必要な方が入院できる医療提供体制の維持・拡大も継続されています。

高齢者施設においては、保健所との連携により、クラスター対応や職員への定期検査は当面継続されるとともに、軽症で入院が不要な方へは、施設への往診により治療を受けていただく体制が整っております。

10月以降の対応につきましては、県において感染状況を見極めつつ、検討がなされることとなっており、町といたしましても、情報の収集等を行ってまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。最後の質問にしたいと思いますが、心配されるいろんな点について最後の答弁では10月以降の対応については、感染状況を見極めつつ検討されると。町といたしましても情報の収集とありますが、情報の収集とはどのようなことをされるのですか。私は特に8波の中でいろんなことが言われている、こういうなかで、5類に移行して、5日間ですかね、何日か休んだら仕事をしてもいいというような感じで、1項目目でしたか、いや2項目目だったか、ワクチン等も十分に把握しておりませんが、1万円以上かかるというのが言われております。そうするとインフルエンザの接種率がどの程度になっているか知りませんが、本当に必要な人にきちんとワクチンの接種がされるのかなという心配をしてこの質問をずっと続けてきたんですが、担当課としてこれで時間が経てば収束するという認識なんじゃないんか。そこらどのように思っておるんですか。

○議長（米重典子）　この項目は入院についての質問というふうになっておりますが。

▼【矢山議員：「全体的に入院でもいいですが、認識が違うんじゃないかということですか】

○健康保険課長（宮崎満香）　議長。

○議長（米重典子）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香）　町としてこれからどのように対応していくかということですが、ワクチン接種につきましては、インフルエンザのワクチン接種率は高齢者の方、約6割の方が毎年接種をさせていただいております。コロナワクチンにつきましてもかなり高い接種率で接種をいただきましたが、現在の令和5年春開始接種につきましては若干低くなっている状況でございます。このワクチン接種の推進に併せまして、今後まだ第9波という懸念もされておるなかで、感染防止対策というのは引き続き継続が重要だと考えておりますので、町といたしましては感染防止対策の継続のお願い、また自宅療養となったときの対応が可能なように、体温計や抗原検査キット、また解熱剤など購入いただき、流行への備えをご自身でもしていただくよう、周知のほうしてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子）　次に、「低所得世帯への支援と早期の生活保護支給を」
4番　矢山　武議員。

○4番（矢山　武）　はい、4番。

○議長（米重典子）　4番　矢山　武議員。

○4番（矢山　武）　国においては、生活保護基準の引き下げが行われ、多くのこれまで生活保護を受けていた方々が非常に苦痛であり、また心配をされるという状況の中で、詳しく把握をしておりませんが、やはり1審、2審と進んで、上級審になって、敗訴するという例もかなり多いように聞いておりますが、物価が上がるなかで、こうした引下げをして、不十分な生活保護費が更に下がるということで、これでは最低生活ができないという状況は非常に多くなってきている状況でございます。こうしたなかで、生活保護基準より収入の少ない世帯のほう消費水準が低いということで、高齢者単身世帯は、今年も特例で据え置かれ

てはおりますが、物価高騰の中で据置きですから、更に生活が厳しくなるわけ
あります。全体的にはわずかの引上げになっておりますが、物価高騰を見ると、
実質的にはかなりの引下げになる状況にあります。こうしたなかで、(1)の厳
しい生活実態を調査をし、当たり前の権利として、また利用しやすい生活保護精
度にする必要があり、必要な人には早期に支給決定をすべきではないかと思
いますが、お尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山 武議員 2 問目でございます「低所得世帯への支援
と早期の生活保護支給」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず私からは 1 点目にご質問いただきましたように必要な方に早期に支給す
べきではないかというご質問でございます。物価高騰、燃料価格高騰の影響によ
りまして、生活状況が厳しくなるなかで、生活費の困窮についての相談がござ
います。相談においては、まず、しっかりとお話しを聞き、具体的に生活状況の把
握をし、必要な支援策を提案させていただいております。支援策の一つといたし
まして生活保護の支給がございます。制度の利用は、相談することによって始ま
るわけでございます。生活状況が制度適用基準にあたる場合には、相談された時
から制度を適用してまいります。早期に相談をいただき、早期支給に繋げてま
いりたいと考えておるところでございます。

○4 番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 最初のなかでも申し上げたように、所得の少ない人が非
常に厳しい状況にあるというのはわかるわけですが、そのことと生活保護を受
ける場合の基準というか、そういうものについてこれまで引き下げをしてこ
られた点では、先ほど言ったように据え置かれてはおるわけですが、非常に厳
しい状況はまちがないというように思うわけで、そういうことのなかで、早期
に相談をいただき、支給に云々というようにありますが、なかなか決定までに
時間がかかる例が多い。そして生活実態はあまり調査をしないで年金がいくら
ですからだめですというような感じもあるやに聞いておりますが、こうした点
についてはどのような対応をされておりますか。

○福祉課長（小林英美） はい、議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず最初に生活保護の基準でございます。こちらは生活保護法に基づき厚生労働大臣が定めることとされておりまして、一定国民の消費実態の均等上の妥当な水準を維持するために設定がされておられます。また定期的な検証結果を踏まえて基準が改定されているところでございます。

議員ご指摘のとおり所得の少ない方、また基準に達しない方がいるのではないかということではございますけれども、まず生活状況等の把握をする必要がございますので、早期に福祉課のほうへ相談をしていただきたいというふうに考えております。また決定までに時間がかかるのではないかとございまして、こちらのほうにつきましては、緊急生活安定資金等の資金を貸付けることができるものもございまして、そちらの制度を活用していただきながら決定をしてまいりたいというふうに考えております。また生活実態につきましては所得であり、その方の資産、あと支援をしていただく方がおられるのかどうかということも踏まえて実態の把握は努めさせていただいております。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 十分に実態を調査をしていただいて、ただ年金がいくらで基準をオーバーしているというような感じで対応する例もあるようなので、そこらも十分に調査いただきたいと思っております。

（2）憲法で保障された生存権を守る立場に立つべきではないかということでお尋ねします。

○福祉課長（小林英美） はい、議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） それでは2点目の「憲法に保障された生存権を守る立場に立つべきではないか」についてでございますけれども、生活保護法の目的は、その第1条において、「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

とされております。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものであり、ためらわずに相談いただくことで、この法律による保護を、無差別公平に受けることができるよう、支援を行ってまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） この願い、法律に基づいてきちんと対応されれば多くの問題は起こらないのではないかとこのように思いますが、実際にいろんな当然必要であることではあります、扶養等についても、いろいろと難しい問題を質されるというようなことで、実際厳しい暮らしの中でなかなか決定を受けられないという例があるわけですから、公平に受けることができるようにきちんと支援をしていただきたいということを申し上げて、(3)に移らせていただきます。

収入が大幅に下がることによって、極端に厳しい暮らしになる例も、コロナが原因だけではありませんが、あるわけで、こうした方々の安心を図る、そういうことも非常に重要な課題であり、実態を一定に調査をしてこうしたことに対する対応を、コロナについても所得によって一定の対応をされるわけですが、最低限の生活をきちんと維持するという、この制度も活用しながら対応する必要があるというように私は思いますが、これらについてお尋ねします。

○福祉課長（小林英美） はい、議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 3点目の「収入が大幅に下がり、厳しい暮らしになっており、早期に決定し、安心のできる暮らしを守るようにしていくべきで、実態を十分調査して対応すべきではないか。」についてでございますが、まずは早期に相談いただくことが生活保護の早期決定につながります。生活保護の適正実施において、生活の実態調査は大変重要であり、相談者からの聞き取り調査をしっかりと行うこと、また、生活の場を訪問し、生活状況を把握し、関係者からの聴取などを行います。相談される状況に応じて、一時的に緊急生活安定資金等による支援を活用するなどし、生活を維持できるよう早期の支援を行ってまいります。

○議長（米重典子） 次に、「物価高騰の中、農業への支援は」 4番 矢山

武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 農業への支援については定例会ごとにかかさずいろんな問題を取上げてきておるところですが、肥料高騰対策では前回でしたか、値上がり部分の7割を国が補てんをするということでこれに対する考えもお尋ねしたところですが、100%補てん、支援をするということではできないのはわかるのはわかるんですが、ガソリンも上がり何もかにも上がって、米価だけは去年の場合ですね、前年度と同じ価格、そういうことで頑張ってください、赤字にはなるでしょうが、生産を続けてくださいということにはならないのじゃないかということでお尋ねをしております。特に国において非常に対応が不十分で今のような農業政策ではどんどん自給率が下がっていく状況にあり、高齢化が進んでいるというなかで、非常に食糧生産を安定的に維持していくということは非常にむずかしくなってきたというように思います。1点目として

（1）多くの生産資材の値上がりの中で、これらの肥料高騰対策はやらないというように理解しておるんですが、対応を考えるべきではないかという点についてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員の3問目でございます。物価高騰の中、農業への支援についてご質問いただいております。

これは毎度物価高騰の中での支援策についていろいろと考えていけということでございましたが、ご質問の冒頭でも触れていただいております、国の肥料価格高騰対策事業だけでは、資材高騰分を十分に賄えるものではないとの認識から、令和4年度、町として国の交付金を活用した世羅町燃料・資材等高騰対策営農支援金支給事業や世羅町農業経営収入保険助成事業補助金交付事業を実施してきたところでございます。また、輸入資材の依存度を下げて、地域内での耕畜連携による持続可能な農業を目指し、

「世羅町循環型農業推進協議会」を設立したところでございまして、こうした取組みによって安定した営農の仕組みについても検討してまいり

たいと考えております。

なかなか十分な支援とはいってないのが現状ではございます。水田に関わらずですね、さまざまな園芸果樹農家からもいろんな支援を必要とされているという部分はですね、これまでも総会等にお伺いするなかでお聞きをしてきたところでございます。どうにかですね、町としても世羅の農業をしっかりと前に進めていけるようにさまざまな角度から町の農業、基幹産業でございますので、そういったところしっかりと支援していけるように、今後についてもいろいろと検討してまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 「世羅町循環型農業推進協議会」というものについてどのように今後、考えていくというか、営農の仕組みを考えておられるのか。そういうことがいけんいうんじゃないんですが、輸入資材の依存度を下げて地域内の耕畜連携、これは今までもずっと取組まれてきたことなんで、これで堆肥を活用すれば、持続可能な農業ができるという認識なんですか。そこらよう理解できんのんですがね。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えします。「世羅町循環型農業推進協議会」を昨年度末、3月末に設置をしたところでございます。取組みとしてはですね、耕畜連携による持続可能な農業を目指すということでございまして、畜産農家との連携、また肥料農薬の縮減ですね、削減をやっていこうというような取組みを行っていこうと思っております。また、省力化ですね、そういったものもその会の中で検討を進めていき、ドローンの活用とかですね、そういったいろいろな角度から肥料農薬の削減等にも取組んでいきたいというふうに考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） そうした「循環型農業推進協議会」も考える、有効活用する、いろんな面で意味はあると思うんですが、基本的には今の自給

率が下がっていくなかで、どのような手立てを講じて農業を守っていくか。基本的には国がそれなりにきちっと生産費に見合う価格で流通をしていくということが基本ではありますが、非常に重要な点であるということをお願いして次の質問に移ります。

米と同じように厳しくない農業というのではないかもしれませんが、畜産も非常に経営を続けることができないというような実態があり、かなり廃業される。少しでも所得を上げるということで、経営規模を拡大したが、全然借入金が償還できないという例も多く発生をしておるわけですが、世羅町内の状況とこれらへの支援はどのようにお考えですか。

○議長（米重典子） 矢山議員申し訳ないですが、通告書の（２）を読み上げていただけると答弁もやりやすいですが。

▼【矢山議員：「（２）です」】

読み上げていただきたいと思います。お願いいたします。

▼【矢山議員：「このとおり言うたんですよ」】

ちょっと違っていたように思いますけれども。（２）。通告書をせつかく書かれているので、通告書を読み上げていただくのが一番皆さんにわかりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

▼【矢山議員：「通告書のとおりり言うたんですから答弁してください」】

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） ２点目の「家畜も非常に厳しい状況であり、町の考えと支援が必要ではないか」についてお答えをいたします。

海外情勢による飼料高騰は、依然として畜産農家の経営を圧迫していることは承知しております。先ほどの町長の答弁にもございましたように、昨年度末に設立した「世羅町循環型農業推進協議会」の取り組みに加え、酪農家と耕種農家による飼料用作物と堆肥による耕畜連携の話合いも始まっており、こうした取組みの支援を行うことで、安定的な飼料供給体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○４番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） ４番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先ほどの答弁と同じような答弁で、もう少し経営の実態も町内でどのような状況になっているのか。そして町としての考えがね、こうした取組みを支援というのは、先ほどの協議会での飼料作物と堆肥による耕畜連携のことだろうというように理解するんですが、安定的な飼料供給体制の構築を図れば酪農経営が何とかなるといような状況ではないと思いますよ。全然意味がないというんじゃないですが、町としては供給体制の構築を諮れば解決をするということだろうというように理解するんですが、ちょっと違うんじゃないかという事を申し上げて（3）に移らせていただきます。

水稻の作付け状況、非常に厳しい経営のなかで稲作を今年も続けるかやめるかという状況にだんだんなってき、また高齢化で農業を続けたいと思ってもできないという状況がどんどん増えていこうとしております。後継者の育つ対策を具体化をして、多額の予算を投入することはできないとしてもですね、地域の一定の人数を支援をして、きちんと頑張ってもらって人を作っていく、こういうことが必要であるというように思うんですが、これらについてのお考えをお尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 3点目の「本年の作付け状況と、後継者の育つ対策の強化」についてお答えいたします。

まず、本年の作付け状況については、70%の作付目安率で約9,398トンを目安として、水稻の作付を進めていただいております。次に後継者の育つ対策としましては、国や町の独自の新規就農者確保対策に加え、やはり収益を確保できる品目への作付け転換や営農モデルの構築が重要と考えており、県の農業技術指導所や農協等とも連携しながら引き続き効果的な施策について検討してまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員

○4番（矢山 武） 具体的にどのように進めていこうされるんかわかりませんが、収益確保できる品目とか、営農モデルの構築、一定にこれまでも検討は

されておるんじゃないかと思えますし、技術指導所や農協との連携もやられておるなかで、現状は先ほど言ったとおりです。

ただ70%の作付目安率で云々という、それは生産調整のなかでの一定の目安でしょうが、実際にですね、まだ100%植え付けは済んでないにしてもかなり植え付けは済んで、それぞれ今年度の水稻だけじゃないですが、先ほど言われた畜産の関係ではどのようになっておるか知りませんが、飼料用稲も一定に推進をされてきましたが、やはりそういうことによってですね、もっとどう農業を守っていくか、考え方をきちっとしても金を一銭も出さずにどんどん展望が拓けるということにはならんわけで、そこは一定の支援をして、モデル的な経営をしていただくという具体的な取組みがあるんじゃないかということで、後継者の育つ対策の強化ということも言ったんですが、どれが後継者を育つ対策になるんですか。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えします。これまでも国の新規就農者の支援対策、また世羅町で言いますとニューファーマー支援事業等でですね、後継者の確保、新規就農者の確保ということで事業を展開をしてきております。また農林業振興補助金等でですね、町の推進作物としておりますアスパラガスでありましたり、キャベツ、またぶどう等、そういった作物を作付けされている方におかれましては機械導入支援であったりですね、アスパラガスでありますと苗の助成であったり、そういったことでですね、支援のほうをしてきております。先ほど議員のほうからもありましたように水稻中心の農家の方が多くございますので、そういった農家、また法人の方におかれましては飼料用米であったり、そういった作物への転換等の支援も行っているところでございます。

○議長（米重典子） よろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

以上で、4番 矢山 武 議員 の一般質問を終わります。

次に しなやかで品格のある子どもとは 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。物品の持ち込みについてこれを許可しています。

○7番（藤井照憲） 議長の発言許可を得ましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

1項目目の質問は、「しなやかで品格のある子どもとは」について、お聞きします。

この言葉は、「世羅町教育プラン」の「めざす姿」を現した言葉であります。「めざす姿」とはどのようにお考えかをお伺するわけでございます。

教育委員会は4月1日より、新しい教育長を迎え、新たなスタートを切られております。新体制でのスタートに当たり、町のホームページには挨拶が載せてあります。その中身は、従来の「世羅町教育プラン」をそのまま写したものであり、新たな思いや取組みたい思いは一言もありません。微塵すら感じられないところであります。

教育現場では今日までの約3年間で、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスクの着用や給食の黙食などで会話や笑顔が消え、運動会などの行事は縮小または中止がなされ、学年を超えた協働の意識や助け合う心までも失い、静かな学校になったと感じておりました。

コロナ感染症を理由に、仕方がないでは済まされない事は言うまでもなく、元の歓声が響き渡る学校に戻さなければなりません。児童・生徒の発達にとって、言語能力や認識力が育まれ、自然などへの関心も高まる時期、また、身体も大きく成長し、自分を客観視したり、他人との接し方も考える多感な時期を過ごす学校生活を、元に戻す取組みが喫緊の課題のように思います。

自然体験や友達との遊びなどの体験が豊富な人ほど、成長した時に規範意識や職業意識が高まり、意欲的な大人になることが言われております。

コロナ感染症が緩和された後、どのようにして日常を取戻し、回復につなげるのか。5月8日からは、感染法上、インフルエンザと同じ5類に移行されています。挨拶では、「本来のコミュニケーションの在り方が戻ってくることへの期待が膨らみます。」このようにございます。教育長は、教育行政のトップとして、教育委員会の仕事を取りまとめるだけでなく、児童生徒達の健やかな成長を守り、指導する立場にもあると思う次第であります。そこで、貴重なコ

コロナ禍の経験と、新たに取組むべき課題は山積しており、教育長の所信を確認させていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行されたことへの思いと、緩和後のコロナ対策をどのようにするのか。「しなやかで、品格のある世羅の子ども」を育む具体策は。そして、子どもたちの笑顔は取り戻されるのか。お考えをお伺いします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 失礼します。「コロナ5類に思うことは」についてお答えします。

まず私は、コロナ禍の期間、学校長として学校経営に携わっておりました。その間、多くの制限がある中で、各学校と連携し、児童生徒の学校生活が充実するよう考え、工夫を凝らしてまいりました。その中で児童生徒の生命と健康を守ること、そして一人一人の人権を大切にすることを最優先にしてまいりましたが、その上で、学びを保障し学力を身に付けさせることを進めてまいりましたが、これらの「基本」を守ることの大切さを実感したところでございます。この「基本」につきましても、今後も変わらず普遍的事項として重要視してまいります。

さて、議員ご指摘の「5類に移行されたことへの思い」でございますが、移行により、学校教育活動での制限が緩和され、対面でのコミュニケーションが図りやすくなることで、言語能力や認識力、対外折衝力、これは言い換えますと人と折り合いを付ける力と考えますが、これらを身に付ける場や制限されていた学習活動をコロナ禍前と同様に実施できるようになることが期待されております。まずは、教職員自身が意図的に、表現豊かなコミュニケーションを図り、教育活動全体に広げていくことが大切であると考えております。

一方で、留意すべき事項は、今まで以上に児童生徒一人一人の心に寄り添うこととでございます。5類に移行となった今も、新型コロナウイルスへの不安を抱えている子、マスクを外すことへの不安が強い子がいることも事実でございます。「緩和、復活」を進めることで、逆に児童生徒が困惑することがないように十分留意してまいります。

今後も、町内の小中学校との連携を密にし、状況把握に努めてまいります
が、コロナ感染防止対策としてのマスク着用は、5類移行後、基本的には求めて
おりません。

しかしながら、校外学習等において、高齢者施設を訪問するなどマスクの着
用が推奨される場面や、季節性インフルエンザ等の感染症が流行している場合
は、マスクの着用を推奨する必要があることを保護者に周知しております。

いずれにしましても、議員ご指摘のように、子どもたちの笑顔を取り戻すこ
とは、非常に重要であり、子どもたちの笑顔はさまざまな方に幸せな気持ちを
運んでくれます。学校における子どもの笑顔は、学ぶ喜びを感じた時、意思疎
通ができた時、そして、自分が認められたと感じた時などに自然と表情に表れ
てくるものと考えております。子どもたちの授業での発言、歌声、歓声が上
がる、そんな活気あふれた学校となるよう、引き続き、授業改善等を中心に指
導・助言してまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 教育長に、もう少し具体策をお伺いしたいと思います。
確かに、学校から子どもたちの歓声が聞こえ、授業にも笑顔や笑いが沸き起
こる風景を、私も期待しております。コロナが収束した訳ではなく、子どもたち
の不安を払拭するには時間も必要でしょう。そこには、教職員の気配り、目配
りが大切ではないでしょうか。心を通わす指導が重要に思います。具体的なもの
はお持ちでしょうか。お伺いします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、教職員が児童生徒と心を通わせる指導が重要であ
るが、どのようにするかというご質問をいただきました。お答えいたします。
基本的な考え方としましては、組織的な取組みが大切であると考えておりま
す。児童生徒にとって身近で心を通わせてほしい先生はと言えば、まず学級担
任が挙げられます。しかし場合によっては担任との距離を感じてしまう子ども
もいることも事実でありまして、そのような場合でも、たとえば養護教諭、部
活の顧問、スクールカウンセラーなど、どの職員でもあっても話を聴いてもら

える、目配りできるという組織でなければなりません。そのためには日常的に職員同士が情報交換し、共通認識を持っておくことが大切になります。また児童理解に関わる研修をすることも重要であると考えます。

それからもう1点は教職員が限られた時間を有効に使うことによって、いわゆる子どもと向き合う時間の確保ができ、たとえば、休憩時間に先生と子どもと一緒に遊ぶと、そういう時間が増えれば、子どもと先生の心の距離がぐっと縮まってまいります。また更に教職員の心のゆとりができることにより、子どもの話しに素直に耳を傾け、具体的な手立てを講じることができる、そのように考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。国のコロナ感染症対策補正予算を活用して、町のGIGAスクール構想を前倒し、町内の小中学校に高速インターネット回線の整備を行うと共に、一人1台の端末を整備されました。また、家庭でのインターネット環境整備も併せて支援されています。

これらの措置により、ソサエティ5.0時代に生きる子どもたちにとって、パソコン端末は鉛筆や、ノートと並ぶ欠かすことができない、マストアイテムになるものと考えています。GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用や「個に応じた指導」の充実により、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、多様な子どもたちを誰ひとり取り残さない、個別最適化された学びの実現により、子どもたちに必要な力を育むことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、一人1台端末の活用はどうかお伺いします。また、教職員のICT活用指導力の向上は大丈夫なのかお伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは2点目の「小・中学校における1人1台のタブレット端末の利活用への対応は」についてお答えいたします。

まず、児童生徒における1人1台のタブレット端末の利活用についてでございますが、自らの疑問について深く調べたり、個々に応じた進度で学びを進め

たりする時間が大幅に増えるなど個別最適な学びが進んでおります。また、協働的な学びの実現に向けては、クラウド機能を活用することで、子どもたちの考えを一斉に集約することができ、友達との考えを比較・類推する時間の確保につながり、思考力・判断力の育成につながっております。

教職員の ICT 活用指導力につきましては、「日常的に・効果的に」をキーワードに授業等での活用が進んでおります。昨年度は、広島県教育委員会の指導主事を招聘し授業研究を実施したり、ICT 利活用を苦手としている教職員を一堂に会して特別研修会を開催したりすることを通して、町内の教職員の ICT 活用指導力の底上げを図ることができております。また、世羅町「教育の情報化」推進協議会のメンバーを中心に「ICT を効果的に活用した実践事例集」を作成し、「一斉・個別・協働」といった各学習形態に応じた取組事例を各学校に紹介するなど、教職員の ICT 活用指導力向上に努めております。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） もう少しお聞きします。タブレット端末の導入後、その成果を再々にわたってお聞きしておりますが、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善、これには、「日常的に・効果的に」をキーワードに進められておりますが、ICT 活用教諭の割合は、100%が求められているのではないのでしょうか。全教職員が使いこなせる 100%への課題と改善策をお伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） お答えさせていただきます。まず本町の教職員による ICT を利活用した授業の取組そのものは 100%でございます。また本町主催の研修におきましても受講者と言いましょうか、先生方は全員タブレットを持参していただいて、本研修を受講していると、そのような状況がございます。しかしながら議員ご指摘にありましたようにですね、日常的・効果的といった観点におきましては、昨年度末、令和 4 年度末に教職員アンケートを実施しておりますが、そのアンケートによりますと 93.8%に留まっております。その要因はさまざまありますが、その要因のひとつといたしましては、体育とか、家庭科、音楽、そういった実技系の教科に対してですね、なかなか毎

時間の活用が難しいというふうにもお伺いしております。この実技系の教科につきましてもそうは言っても日常的にそして効果的に ICT を利活用していく手法というか、すべきものであると思っておりますので、当方といたしましても引き続き情報収集をまずはしてですね、研修等の機会を活用して、教職員の力量形成を図ってまいりたいと思っております。またこの教職員につきましても昨年度、先ほど答弁少しさせていただきましたが、苦手としている教職員に対してですね、特別研修を 1 回実施しておりますが、今年度は更に加速化させるために、2 か月に 1 回を目処にですね、ICT 特別研修会を予定しております。児童生徒アンケートを拝見しますとですね、子どもたちのアンケートではコンピューター使った授業はわかりやすいですかという問いに対して子どもたちは 96.8% が肯定評価をしております。引き続き子どもたちの学力向上に向けて本町のすべての教職員が日常的、効果的に ICT 機器を利活用した授業改善に積極的に取り組んでいけるよう努めてまいりたいと存じます。

○ 7 番（藤井照憲） 議長。

○ 議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○ 7 番（藤井照憲） やはり日常的なコミュニケーションツールとしてもですね、このタブレットを上手に使っていただきたいと思います。

次にまいります。次にコロナ禍以前に比べると、学校現場にどのような影響があったのか。思いつくのは、運動会などの行事だけでなく、日常的な交流の機会が減ったのではないかと。机にはアクリルの仕切り板がつけられ、給食時にはみんな前を向いて黙食であったと思います。マスクを常時着用することで、不安になったり、神経質になったりと。生活に制限がかかることでは、不登校や自傷行為に走る場合もあったのではないのでしょうか。

コロナ禍で少し疎かになった子どもたちへの気配りや接する時間の確保が大事ではないのでしょうか。スマホを持つ児童生徒は多いと思います。特に、SNS を通じて行われる「いじめ」は、発見が難しく、「いじめ」と見極めることも容易ではありません。子どもたちの心と触れ合うことが重要であり、コロナ禍から学ぶ学校現場の改革は、どのようにされるのか、お伺いします。

○ 学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○ 議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは3点目の「コロナ禍から学ぶ学校現場の改革は」についてお答えいたします。

議員ご指摘の通り、コロナ禍の約3年間、感染拡大防止の観点から、学習活動の制限や行事の縮減などがございました。とりわけ、対面での他者とのかかわりが希薄になったことで、児童生徒のスマートフォン等の端末の利用による問題行動や健康被害、学力低下などの課題が顕在化し、懸念されているところでございます。

学校教育課といたしましては、コロナ禍において制限されてきた学校におけるさまざまな教育活動、たとえば「せらゆめトライアル・ウイーク、中学生海外研修、ふるさと学習及び社会見学・体験活動」などがございますが、趣旨や実施時期を見直しながら再開し、児童生徒が多種多様な方々と交流する場を設定してまいります。

また、スマートフォン等の端末の利用につきましては、「活用型情報モラル教材」、この教材を今年度内に作成し、児童生徒が保護者の方々と一緒になって取組みを進められる、そのような情報モラル教育の推進及び啓発に取り組んでまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少し、たとえばですね、令和4年度の「不登校」の数なんですけれど、中学校での増加が多くなっております。元校長のご経験から未然防止策をどのようにお考えか、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、議員ご指摘のとおり、不登校等への対策は喫緊の課題のひとつであると捉えております。そこでまず考えなければいけない前提といたしまして、不登校とは特定の子どもに特有の問題があって生起するとは考えておりません。そうではなくどの子どもにも起こりうると、そういうふうに全教職員が共通認識を図るということが重要でございます。そのため教職員には児童生徒の小さな変化を敏感に感じとる力、これはたとえば何気ない会話から何かいつもと違うのではないかなという、そういう違和感を感じとる力で

ございますけれども、それを教職員は身につけることが大切だと考えております。このことを基盤としたうえでの未然防止策といたしまして、当然のことながら学校生活の充実が基盤となると考えます。日々の授業、そして学級などの集団づくりを充実させると、そういうことが重要でございます。

それに加えて、2つの場づくりが大切であると考えます。場づくり2つと申し上げましたが、ひとつはどの児童生徒にも落ち着ける場所、いわゆる居場所づくりと呼んでおりますけれども、これでございます。そしてもうひとつはすべての児童生徒が活躍できて互いに認め合える場面、これはいわゆる絆づくりと考えております。この2つの場づくりが鍵になると考えております。これを踏まえて、今年度は4点を更に強化推進を図ってまいりたいと考えております。

その1点目はまず学級経営、学級経営に係る職員研修を充実すること。2点目は児童生徒がどこでつまづいているかを把握し、学習の見直しを図ることができる授業改善を図ること。3点目は不登校対策のひとつなんですけどスペシャルサポートルーム、本町では甲山中学校にございます。このスペシャルサポートルームを活用しまして、その視点で講師間連携を充実させること。そして4点目は保護者および高野塾、高野塾でございますけれども、これらをはじめとした関係機関との定期的な連携をすること。これらによって未然防止を図っていきたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。次に、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度のことでございますが、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこととしておられます。

この取組みの成果はどのように評価されているのか。また、コロナ禍で地域との触れ合いが少なくなっておりますが、今後の運営をどのようにされるのか、お伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 4点目の「コミュニティ・スクールの活用の実態は」についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、昨年度から、町内全ての小中学校において学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールをスタートさせております。

このコミュニティ・スクールの目指すところは、学校は「地域と共にある学校」を、地域は「学校を核とした地域づくり」を創ることにあります。

各学校では、たとえば、授業や学校活動に学習ボランティアとしてお越しいただき指導を受けている学校、またその学習ボランティアへの応募を広く呼びかけている学校、地域防災学習を地域・保護者・子どもが一体となって取り組んでいる学校、学校運営協議会と生徒会活動を連動させて地域の方と一緒に活動を進めている学校など、地域の特色を生かした取組を実施しており一定の成果がでてきているとは捉えております。

一方で、コミュニティ・スクールを導入したといたしましても、子どもたちの変容や地域の活性化に至るまでには、もうしばらく時間はかかると考えております。単年ではなく、積み重ねの時間を大切にして成果を評価してまいります。

世羅町では、コミュニティ・スクールがスタートする以前から、地域との連携を大切にし、地域に学び、地域の方々に支えていただきながら学校運営が行われてきました。引き続き、学校運営協議会委員や地域の皆様の声をしっかりお聞きし、試行錯誤しながら一步一步着実に、学校と地域双方が Win-Win となる、そのような事業として推進できる引き続き指導助言してまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。次に、教育プランには、施策方針の一つとして、特別支援教育の充実を挙げておられます。共生社会の実現を目指すためには、障がいや、障がい者の困り事への理解を深めたり、手助けをしたりするなど、子どもの時から多様性に対する感覚を学ぶことが重要であると考えております。

障がいのある子ども、ない子ども同じ場で学ぶインクルーシブ教育が注目を集めておりますが、特別支援教育の充実を図る上で、今後の取組みをお伺いしま

す。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは5点目の「特別支援教育の充実とは」についてお答えいたします。

先ほど藤井議員からご指摘もありました不登校と併せてですね、この特別支援教育に関わっても喫緊の課題というか、しっかり取組んでいかなければならないものと捉えております。

まず本町における特別支援教育の取組みにつきましては、特別支援教育コーディネーターを中心に、町主催研修を毎年複数回実施し、特別支援教育に係る専門性の向上及び授業改善に取り組んでおります。また、保護者のニーズに対応するため、昨年12月には「世羅町就学ハンドブック～子どもたちの社会的な自立に向けて～」を作成し、教育委員会のホームページで公表するなど広く周知を図っているところでございます。

今年度は、幼保小連携協議会においても、適切な就学について共通理解を図るため、特別支援教育の考え方をベースに個別のニーズや育ってほしい姿について協議を行い、共通理解を図る場を設定しております。また世羅小学校及び世羅中学校では、広島県教育委員会から特別支援教育に係る指定事業を受けております。両校を中心に、インクルーシブ教育の概念等を学び、特別支援学級のみならず通常学級においても、特別な配慮を要する児童生徒や多様な考えを持つ子どもたちの学習支援が行えるよう授業改善等を図ってまいります。

今後も児童生徒一人一人の実態を丁寧に把握し、その実態に応じたきめ細やかで適切な指導及び支援を行うことを通して、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いします。この特別支援教育の充実にはですね、支援を要する子どもたちが通常学級で共に学び、相互に理解を深める教育が求められると思います。

特別支援学級の授業改善を図る場合、児童生徒個々の障がい等に応じた対応

を図るため、毎年のように、補助員の確保ということで予算化がされております。補助員の確保は大丈夫でしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） お答えいたします。議員ご承知のとおり、本町におけるいわゆる教育補助員、及び介助員につきましては他の近隣の市町とも比べまして1校あたりに換算しますと非常に多くの支援員等配置させていただいていると、そのような現状でございます。

さて今年度の状況でございますが、現在教育補助員は9名、そして介助員は11名の合計20名を配置することができました。これは昨年度比と比較するようになりますが、昨年度の同時期と比べてみますと、教育補助員は2名、介助員は1名増員できていると。このような状況でございます。現在各学校に聴取いたしますと、この支援員等に関わり、何か支障が出ているといった状況ではございませんが、引き続き児童生徒への手厚い支援という観点から教育補助員等、もう数名配置できるよう努力していかなければならないというふうに捉えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 教育委員会の進める学校教育なんですけど、子どもたちは地域の宝であります。学校のみならず、地域で子どもたちを育てる意識の高揚が重要に思います。教育プランが目指す「しなやかで品格のある世羅の子どもたち」がのびのびと育っていくことを誰もが願っております。

この「めざす姿」の実現に向けて教育長の手腕に期待して、この項目の質問を終わります。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 失礼します。藤井議員、ありがとうございました。今言われましたように、子どもたちは地域の宝であると私どももそのように思っております。このコロナ禍がございましたけれども、たくさんの配慮はしながらも地域で育てていく。そして学校教育のなかで力をつけていくと。そのため

に我々教育委員会として何が適切か、何が必要かというものをよくよく見極めながら支援指導していきたいと思っております。私も学校現場におりましたので、教育委員会が何をすべきなのか、現場は何をすべきなのかというバランスもよくわかっているつもりでございます。今後ともご指導いただきながら我々頑張っまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米重典子）　ここで休憩いたします。再開は２時３０分といたします。

休　　憩　　１４時１５分
再　　開　　１４時３０分

○議長（米重典子）　休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き
７番　藤井照憲議員の一般質問を行います。

次に　観光コンテンツの充実とは　　７番　藤井照憲議員。

○７番（藤井照憲）　議長。

○議長（米重典子）　　７番　藤井照憲議員。

○７番（藤井照憲）　次の質問でございます。２問目の質問は、「観光コンテンツの充実とは」と題して新たな「第２期世羅町観光振興基本計画」の中から具体的なお考えをお伺いします。

国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから３年あまりが経過した訳でございます。長かったコロナ対策も５月８日からは、季節性インフルエンザと同じ５類に緩められ、既にマスク着用は個人の判断によることや、海外からの水際対策も撤廃されています。５月の大型連休中の観光地は、多くの人で賑わい、スポーツ観戦も声を出して応援ができる姿に変わろうとしています。また、地域の行事も３年ぶりに、元の動きが出始めており、地区民の運動会も実施されております。

コロナ禍で止まっていた地域経済が、着実に元の活気を取戻しつつあるように思えます。観光は、コロナ禍を経ても成長戦略の柱であり、地域活性化の切り札と言えるのではないのでしょうか。

コロナによる変化やコロナ前の課題を踏まえ、我が町の観光を持続可能な形

で復活させる必要があります。

町では、「第2次長期総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に於いても、観光振興を重点戦略に位置づけ、効果的かつ一体的に推進を図ろうとされています。

そこで、第1期の観光振興基本計画の終了から1年間の空白期間を経て、「第2期世羅町観光振興基本計画」が策定されています。この計画の理念や目標設定の考え方をお伺いします。

はじめに、国内の観光動向や本町の観光の状況、更には、アンケート結果など観光動向から見える観光振興戦略をどのように進めようとしているのか、お考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井照憲議員の2問目でございます「観光コンテンツの充実について」私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、今、町内の観光の流れについていろいろと申しさせていただきました。新聞報道でもございましたが、ちょうどコロナ禍であってもですね、世羅町、自然豊かなそういった施設が多いということもあり、かなり多くの方が世羅町にお越しいただくような流れになってきたというのも、これは自然をしっかりと満喫する上で世羅町が選ばれているのかなと思います。しかしながら飛行機、また海外からとなると、まだ現状では厳しい面がございます。それに向けてちょうどコロナ禍での振興計画を作ってきたということでございましたが、目標はかなり大きく持とうというような意気込みも伺える内容でございますので、是非ともそれに向かって頑張っていきたいと思えます。

近年の国内旅行者数でございます。令和2年に激減、コロナ禍でしましたけれども、令和4年には多少の回復基調でございます。

町内の観光客数でございますが、令和2年に落ち込んでおりましたけれども、令和4年にはコロナ禍前に匹敵する程度まで回復してきているという状況でございます。町内入込客の内訳でございます。県外客は令和2年にコロナの影響を受けて県外客は激減していますが、広島県内からの観光客数、いわゆるマイクロツーリズム的なお客様が令和4年まで、大きくは影響を受けていない

状況でございます。

このような状況ではあるものの、本年3月に第2期世羅町観光振興基本計画を策定したところでございます。基本方針といたしましては、観光事業者、観光関連団体、観光協会、行政などの観光に携わるすべての組織が連携をするなかで、令和8年には目標数値としています総観光客数280万人、観光消費額42億円を目指し、取り組んでまいります。世羅町を訪れた観光客が、世羅のお気に入りを見つけてもらうなかで、再来訪につながる好循環を生み出したいと考えておるところでございます。

それと先般、臨空域の関係で、空港からの説明があったんですけれども、今、空港のなかも国内便はそれぞれ順調に回復しているようでございます。あと台湾便が就航になりましたけれども、この台湾からのお客様はあるにしろ、どちらかという、日本から台湾に行かれる方のほうへ重点をおいた時間帯になってございます。それと今回ソウル便が7月、また同じようにベトナム便ですか、するにあたっては実は中の従業員のほうが足りないということで、そういう募集を始められているようでございます。体制づくりにかなり時間を要すが、是非ともやっていきたいという意気込みを申されたところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 町長の今のすごいプランが頭にあるということをお伺いしましたが、もう1点教えていただきたいと思えます。

先ほど観光客数が280万人、そして観光消費額42億円このように言われたわけなんですけれども、県内の観光客数は横ばいという、こういう成果があるわけなんですけれども、町長、何を重点にするとこの目標が達成できるんでしょうか、お伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ありがとうございます。目標へ向けての道のりはかなり遠い部分もございます。本来であれば、250万人を目標にという流れのなかです、これまでも声が挙っていたんですけれども、この280万人にどうやってやるのかというところでございます。しかしながら今までと同じことをやっ

ていてはですね、厳しい部分があろうかと思えます。特に今、花観光事業者ともいろいろと話をさせていただいています。この2次交通をどうしていくか。また周遊をどうしていくのか。また消費に関しては食といった部分とですね、どう連携を持たすか。なおかつ一番は宿泊です。なかなかキャンプ場も潤ってきましたけれども、やはり町内のホテル、いろんな農家民宿等々もせっかく作って事業展開をいただいている状況もあります。そういったところとうまく繋げていくということが今後の発展に繋がっていくと思っています。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。次に、計画策定の背景にある「ニューノーマルを踏まえた近年の社会情勢に鑑み」と、このような表現がございます。このニューノーマルを直訳すると「新しい日常」であり、重要なのは「変化の前には戻らない」というニュアンスを含んでいることだと思えます。

また、最近の使われ方では、「変化に対応できない人は、時代に取り残されてしまう」と、こういう警告の意味も含んでいるとも言われております。この表現を使われたお考えをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは2点目の「コロナ禍とニューノーマルへの対応とは」のご質問にお答えします。

ニューノーマルとは、ご質問の中にもありましたとおり、「新しい日常」という意味で、新型コロナウイルス感染症による変化が起こる以前には戻ることができないものの、リモート会議など、新たな日常が定着していくことと捉えております。

計画においてのニューノーマルという表現は、新たな日常に沿った観光振興対策を進めるという意味合いとしております。花や果物など現地でしか味わうことができない観光資源は不変のものとしてさらに磨きをかけてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。次に、本計画は、上位計画である「第2次長期総合計画後期基本計画」のアクションプランとしても位置付けられていますが、目指す目標設定を見ると、「長期総合計画」では令和7年度、観光客数222万人、観光消費額39億円であります。片や、本計画では令和8年度、総観光客数280万人、観光消費額42億円と大幅な目標が定められております。

この増加に伴うアクションプランは、誰が、どのように、責任者は誰か、具体的な取組み内容をお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 3点目の「観光振興基本計画の目標設定と長期総合計画のアクションプランの位置付けは」のご質問にお答えします。

第2期世羅町観光振興基本計画は、「世羅町第2次長期総合計画」を上位計画として位置づけております。

目標設定につきましては、観光振興基本計画が1年後となっておりますので、長期総合計画の目標を上回るような数値設定としております。

また、長期総合計画の観光客数は町外からの「入込観光客」としているのに対して、観光振興基本計画は町内も含む「総観光客数」となっております。町内外を問わない訴求力を持って、長期総合計画の目標数値に上積みをしていかなくてはならないと考えております。

具体的な取組み内容につきましては、観光事業者、観光関連団体が、観光協会と町が連携し、観光コンテンツの充実、受入体制・受入環境の整備、情報発信の強化、周遊の仕組みづくりを4つの基本施策として、町全体で観光振興を推進してまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ただいまの説明でですね、入込客数と総観光客数の使い訳があると、このようにも言われたわけなんですけれど、この使い分けは、どのような意味があるのでしょうか。町民には理解しがたいところがあるのでは

ないでしょうか。同じ扱いにすべきと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。それぞれの計画の観光客数の使い分けでございますが、長期総合計画では町外からの誘客、そちらに重点を置きまして町外からの入込観光客を目標設定していたものと認識しております。

観光振興基本計画におきましては先ほどの答弁にもありましたように、町内の方も当然観光しておられるということでございますので、町内観光客も含めたものとしているものでございます。ご指摘いただきましたとおりですね、確かにわかりにくい点があるというのは認識しておるところでございますので、次期計画策定時におきましてはそういったところがより比較しやすくなるように、数値目標の設定につきましてもしっかり整理する必要があると考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この数値はともかくですね、この数値目標を達成するにはですね、やはり町長自らが広告塔として先頭に立って、けん引していただきたいと、このように思います。

次の質問にまいります。次に、数値目標をお伺いしたところでございます。特に、1人当たりの観光消費額は、概ね1,000円程度で推移しておりましたが、県全体での消費額と比べても6分の1程度に留まっております。この部分の観光コンテンツ、中身・内容がしっかりしないと、「情報としての中身」が見えてこないことになります。メッセージが伝わらないのではないのでしょうか。観光コンテンツの充実を図る上で、具体的なアクションプランをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 4点目の「観光コンテンツの充実とは」のご質問にお答えします。

町の1人当たりの観光消費額につきましては、ここ数年において1,000円程度で推移しておりますが、全くお金を使わない観光客も一定数あるのではないかとこのように分析しております。

具体的なアクションプランとしては、既存の観光資源の情報発信の強化、閑散期等の底上げを踏まえたイベントの実施や、新たな観光商品・特産品の開発などを行うことで、見るだけではなく、欲しい、食べたい、につながる購買意欲の創出と、町内外から「世羅町を訪れてみたい」と思っただけのような施策を進めていくことが重要であると考えます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） そのとおりでございます。「購買意欲の創出」と「リピーターの確保」、これが重要なのはわかりきったことなんですけども、その具体策というのはお持ちでしょうか。お伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） ご質問いただきました具体でございますが、購買意欲の創出、こういった点が必ず必要になってくると思います。新しい観光商品、新たな特産品、お土産物、そしてですね、やはり世羅ならこれというものを作り出していくことが非常に重要であると考えておるところでございます。新たなものと現在あるものに付加価値を見出すことで購買意欲、そして買いたくなるものを生み出していくということへ繋げてまいりたいと考えております。

リピーターの確保でございますが、観光客の皆様に対する情報発信、特に今の時代ですね、情報発信が重要となってくると考えております。イベントの情報等をメディアやSNS、こういったところをしっかりと利用しながら発信して、もう一度訪れたいというような内容の情報発信、情報の周知、これが重要であると考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 早めに購買意欲が出るような商品開発、これと、それか

らりピーター確保、これしっかり取り組んでもらいたいと思うんですけど、次に、町内の観光事業者や関係者が観光振興を計画的に実行し、成果を上げるためには、観光情報データの共有とマーケットに対する戦略も共有しなければならないと思います。

受入れ体制の整備を一体的に進める必要がありますが、推進体制をどのようにお考えか、お伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 5点目の「観光客の受入れ環境の整備は」のご質問にお答えします。

受入れ体制を整えるための推進体制については、組織連携により観光関係者が一丸となって、観光施策に取り組む必要があると考えております。

併せて、観光関係者間で情報共有できる仕組みについても検討をまいります。あわせて、観光の担い手の確保や育成も必要であり、おもてなし力の向上や、観光に携わる人材の育成も重要な要素として取り組んでまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 掛け声では、「ワンチーム」とか「一丸となって」と、このようにお聞きすわけなんですけど、もとは組織が活性化しないとだめなんです。観光の担い手、人材の育成、情報共有の仕組みづくり、これら関係者がベクトルを合わせて、マネージメントする能力をつけなければだめなんですよ。その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に6番目の質問にまいります。世羅町を訪れる観光客の多くは、インターネットを通じて様々な情報を得ておるものと考えます。このため、情報発信の強化が極めて重要であります。

ちょっとしたドライブでも、カーナビゲーションシステムを頼りにした運転に慣れ親しんでおり、道路地図帖や道路標識を頼ることは少なくなったのではないのでしょうか。

また、スマホからのドライブ情報は、観光地、お食事処、コンビニなど、検索次第であらゆる情報が即座に手に入ることから、我々が観光地を訪れた際に

もスマホを片手に、画面を見ながら歩く姿をよく見かけるところでございます。

このように、観光情報を得ようとするインターネットを介して、詳しい観光情報を手に入れることとなります。このため、ホームページ上の画面が更新されることなく、いつまでも同じ画面では、町の新たな観光の魅力や動機付けが薄れてしまいます。

常にリピーターをターゲットにした新規顧客づくりの仕組みが重要であると考えます。もちろん、メディアや旅行会社などへの情報提供による仕掛けも集客に欠かすことができません。情報発信への取組みをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは6点目の「情報発信への取組みは」のご質問についてお答えします。

世羅町への的確な観光誘客を図るため、観光情報の提供、特にインターネットを使った情報発信は大変重要であると考えております。

現在、世羅町観光協会では、ホームページの「セラナンデス」においては、各種イベントの案内や観光情報の掲載など内容の充実に努められております。令和3年度には、町内観光施設のデジタルマップをセラナンデス内に導入され、携帯端末のGPS機能により土地勘がなくても、分かりやすく町内を案内できる仕組みづくりも提供されております。

町といたしましても、各ターゲットに適した情報発信の手法を検討し、プロモーションを進めてまいります。個別の情報発信には限界もあるため、各種メディアや旅行会社などの機関と連携することで、情報の鮮度と保ちつつ、効果的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。次に、広域交通網を活用した広域観光についてお伺いします。

尾道を訪れた観光客を世羅町まで足を運んでもらう工夫や、広島空港から世羅町への観光客を呼び込む案内など、他の観光地との連携による観光客を獲得

する仕組みづくりが重要であります。

世羅町での滞在時間を延ばす工夫と、広域連携による観光振興の考え方をお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 7点目の「広域観光の強化は」のご質問にお答えします。

現在、広島広域都市圏をはじめ、色々な圏域で観光部門においての広域連携を行っております。

ご指摘のとおり、他の観光地との連携には市町との連携により広域観光ルートを形成するなどの動きが重要であり、行政間のみだけでなく官民一体となった連携も非常に重要であると考えております。

公共交通や自家用車で町を訪れられたお客様が、ゆっくりと町内を周遊、滞在いただくための二次交通も重要な要素と捉えています。宿泊と飲食店を繋ぐ交通の充実は課題であるとともに、観光消費促進策の一つとなると考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 1点お伺いします。お客様がゆっくり町内を周遊し、滞在していただく工夫こそが、観光消費額を伸ばすことに繋がります。観光消費額を伸ばす工夫には、観光事業者などと連携を図り、一体的な戦略が必要に思いますが、具体的な考えはお持ちでしょうか。お伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。議員からご指摘いただきましたとおり、観光客の皆様がゆっくり町内を周遊し、滞在をしていただくということが観光消費額を伸ばすことにもつながるといふふうに考えております。具体的な対応につきましては、観光協会との連携により現在実施しております「せらめぐり、花めぐりチケット」、これを活用したですね、新たな今度は町内の周遊の仕組みづくり。またバス事業者と連携した「花めぐりバス切符」、こ

の取組みなど継続しながら観光事業者と連携を図ることが非常に重要でございます。そういった関係者と連携を図り、いかに町内に来られる観光客の皆様にはゆっくり時間をかけて周遊していただき、そしてまたこれが宿泊に繋がるというふうになると考えておりますので、しっかり取組みを進めてまいりたい考えます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。次に、国は「観光立国推進基本計画」を策定し、令和5年度～7年度の計画期間内に、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大を戦略的に取組み、観光立国復活を図ろうとしておられます。

そこで、インバウンド誘致に向けた取組みを、どのように進めようとされているのか、お伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 8点目の「インバウンドの戦略は」のご質問にお答えします。

国においては、令和5年度からの新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、観光庁では計画の確実な実施に向けて、様々な事業を展開されております。

町においては、各関係者によりインバウンドに係る協議会を設立し、インバウンド誘客に向けた取組みを推進してまいります。

また、広島県観光連盟との連携や、観光庁のインバウンド事業などを活用して、主に台湾をターゲットとした施策に取り組んでまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 1点お伺いします。台湾をターゲットにした施策は、重要に思います。現在就航している国際線は、チャイナエアラインの機材で運行される「広島台北線」だけであります。また、先月には湯崎広島県知事が台湾での観光イベントで広島の魅力をアピールされたところでもあります。

したがって、他の市町も同様にインバウンド対策に本腰を入れられるものと考えます。いち早く、セールス活動に入るためには、インバウンド担当が必要に思います。旅行会社へのセールスやリゾートホテルとの連携など、しなければならないことは山とあるように思います。

町の観光振興や地域の賑わいづくりのためにも、インバウンドへの対策の考えをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。インバウンド対策につきまして広島空港への台湾からの観光客をターゲットにしていくということで進めてまいるというのは答弁のほうにもあったとおりでございますが、施策といたしましては町と観光協会や広島県観光連盟等との連携によりまして、インバウンドの事業を当然推進してまいると。またですね、旅行エージェントの連携というのは非常に重要になってまいると考えておりますので、町と協定を結んでおります農協観光様のほうにもですね、しっかり協議をしながら具体策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

広島県に訪れられておられます外国人観光客の方、既に来られている観光客の方がいかに世羅町を観光ルートに選んでいただけるかということがひとつの課題だと考えておりますので、そういったところに対する情報発信も重要であると考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。次に、計画の推進体制でございますが、観光事業の実行や各観光事業者等との連携など、民間組織の柔軟かつ即効的な機能は推進体制に欠かすことができないものだと考えております。しかし、行政が定めた観光振興計画を、目標年次までに達成するためには、人材を抜きには考えられないのではないのでしょうか。

このため1点目は、中心的組織であります観光協会を観光に関する町の中心的組織の位置付けをお伺いいたします。観光協会の執行体制の基盤は大丈夫なのかお尋ねします。

2点目はこの点線の部分でございますが、観光振興協議会による事業の進捗管理とありますが、どのような組織で、どのような進行管理を行い、責任体制はどのようなのか。観光振興協議会の役割をお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 9点目の「大丈夫か観光振興の体制は」のご質問にお答えします。

現在、世羅町の観光振興につきましては、世羅町観光協会を中心に推進していただいております。道の駅世羅の指定管理者として町のインフォメーションセンターとしての役割も果たしていただいております。

世羅町観光協会の執行体制については、これからも町の観光振興の中心組織としてご尽力いただける体制であると考えております。

次に、観光振興協議会につきましては、観光・商工業、6次産業、行政機関の関係者9人の委員により構成されております。年に1回以上の委員会を開催し、観光振興基本計画の進捗管理を行うこととしています。

また、進捗管理のほか、常に課題を探求し、変化を継続するため、この観光振興協議会の各所属団体の構成員から選出されるワーキング会議を設置し、各施策の具体的な取り組みなどを検討してまいりたいと考えております。

この協議会やワーキング会議などは、町が中心となり、調整役としてしっかりと責任感を持って進めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 1点お伺いします。観光協会の執行体制の確保に対して、提案させていただきます。

民間組織の素早い動きを支えるためには、協会内で議論した内容が町長の耳に確実に届くことで、町長の素早い判断に繋がります。そして、民間組織の利点が活かされることとなります。

そのためには、町職員の出向が必要に思います。町の思いと、また、観光事業者などとの連携・コーディネートにも町の支援が行き届くものと考えますが、人事に関する事なので町長にお考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井議員今、提案いただきましたけれども、観光振興に関する事業者、今は一般社団法人世羅町観光協会に委ねている部分が、ほぼそちらのほうで進めていただいております。議員おっしゃられるように、職員エキスパートとしてそちらの団体へ出向というひとつの提案いただきました。しかしながら行政職員今、200人を切ってございますけれども、さまざまなところに出向させたくてもですね、なかなか今、厳しい状況にもあるということがあります。特に現状では後期高齢者のそういった事務組合、またこの間はG7のほうへ、なおかつ今回上水道事業の関係でですね、そういった職員がそちらのほうの対応になると、横断的にする職員も少なくなっている状況ございます。できたらそういうエキスパートを雇ってということも考えつつあるんですけども、現状昨年から認めていただいております農協観光の職員をですね、支店長自らが世羅町に入ってきてくれておりますので、そこを中心にさまざまな、いわゆるプロとしての認識をですね、しっかり行政、並びに観光協会としっかり繋いでいただきたいと、まずはそこを思っています。今後においてそういった組織がインバウンド等に関してはですね、なかなか行政職員ではできない部分もあります。ですからそういう（聞き取れない）業務等もしっかりですね、よくご存じの方に委ねていただくのがよいのではないかというスタートを切っているわけでございますので、今後においてしっかり私の耳に入るようにですね、先ほどありました協議会はもとより、ワーキング会議、このほうはひとつの大きなプロジェクトとして私も思っていましたので、是非こういったところの進捗状況は私のほうにしっかり入ってくるように、まずはそこから進めていければと思います。議員ご提案の中身についてもよくよくわかりますので、今後においてですね、そこまでしっかり町が関与できるようになれば頼もしいことかなと思ってございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 町の関与は薄く、民間の力は思い切って引き出す。これが鍵だと思います。そして組織の中で活性化しようと思うたら、まず無駄を削

ぎおとして捻出して、そういった職員を出せるように工夫をしていただきたいと思います。

さて、5月26日に世羅高校との議会報告会・意見交換会を行いました。なかでもワークショップでは、世羅町の魅力ってなんだろう、将来こんな世羅町であってほしい、この2つのテーマで話合いました。いずれのテーマにおいても観光を取り上げる生徒さんがたくさんおられました。観光は成長戦略の柱として、また地域活性化の切り札として捉えられておられました。我が町の観光を持続可能な形で、発展を支える観光振興の基本計画の目標設定が達成されること、並びに町が潤い、活性化することに期待して、この項目の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員もいろいろ期待をいただくんですけれども、さまざまにご提案もいただいているところでございます。確かに今、世羅町と言えはですね、花や果樹観光で賑わっているという声を多く聞くところでございますし、若い世代、いわゆる今はZ世代と言われる世代もですね、世羅町の魅力は何かと言うと、そういったきれいな風景であったり、自然といったものに対していろいろと発信されますので、そこを見ていただいている状況でございます。ただそれを見ていただいただけではいけませんので、足を運んでいただくひとつ流れ、またさまざまに世羅町の産物もですね、いろいろ買ってみようかというところ、そこから次に来てみようかとなる場合もでございます。そういったインスタとか、Tik TokとかさまざまなSNS対応で取組みがまだまだ足りない部分あるかと思えます。今度7月にですね、そういう関係の方がお越しになるということをおもですね、先般東京出張の際にお話をさせていただき、世羅町、いろんな魅力があるので、やり方を教えてあげようということでございます。そこはちょっと楽しみだなと思ってます。こういった若い世代、また世羅高生であったり、良かったら議員のほうでも聞いていただきながら、その人達の今の時代のそういった新しいコンテンツを使った取組みを世羅町も見習っていき、それがひとつ行動に出ればこういった観光振興も含めて、さまざまなことに活用できるのかなと思ってます。なかなか新しいものにすぐできてない部

分もありますので、デジタル化といったところ、そういった戦略、DX、さまざまなトランスフォーメーションありますけれども、そこに乗り遅れないようにしっかり前向きに頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） 以上で、7番 藤井 照憲議員 の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、6月6日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願ひします。

(起立・礼)

.....

延 会 15時10分